# 第２期
# 原村子ども・子育て支援事業計画

**みんなで輪を持ち**

**子育て・子育ち応援のむら**

**原　村**

令和２年３月

**原　村・原村教育委員会**

# 目　次


第１章　計画の概要 …… 1

１．計画策定の背景及び趣旨 …… 1

２．計画策定の経緯 …… 2

３．計画の性格と位置づけ …… 2

４．計画の対象 …… 3

５．計画の期間 …… 3

第２章　子どもと子育て家庭を取巻く環境 …… 4

１．人口・世帯・就労の動向 …… 4

（１）人口の推移 …… 4

（２）結婚・就業の動向 …… 6

２．子ども・子育てに関連するサービスの提供・利用状況 …… 8

（１）母子保健の状況 …… 8

（２）保育サービスの提供状況 …… 9

（３）教育施設を活用した子育て支援サービス …… 10

３．子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要 …… 13

４．前計画の振り返り …… 18

（１）教育・保育、地域子育て支援事業における「ニーズ量」と確保状況 …… 18

（２）各種子育て支援施策の実施状況 …… 20

第３章　計画の基本的な考え方 …… 24

１．基本理念 …… 24

２．基本的な視点 …… 25

３．基本目標 …… 26

４．施策の体系 …… 27

第４章　教育・保育、地域子育て支援事業の的確な実施 …… 28

１．子ども数の推計 …… 28

２．教育・保育提供区域 …… 29

（１）教育・保育提供区域について …… 29

（２）区域設定の考え方 …… 29

３．量の見込み及び確保の方策 …… 29

（１）教育ニーズ（１号認定＋２号認定教育ニーズ） …… 30

（２）２号認定保育ニーズ …… 31

（３）３号認定（０歳児） …… 32

（４）３号認定（１、２歳児） …… 33

（５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　低学年） …………………… 34
（６）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　高学年） …………………… 35
（７）養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒） ……………………… 36
（８）時間外保育事業　　※保育園における延長保育事業 …………………… 37
（９）一時預かり事業　（在園児対象型）　※幼稚園における預かり保育事業 … 38
（10）一時預かり事業　（在園児対象型を除く） …………………………… 39
（11）病児・病後児保育事業 ……………………………………………………… 40
（12）ファミリー・サポート・センター事業 ………………………………… 41
（13）子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ………………………… 42
（14）地域子育て支援拠点事業 …………………………………………………… 43
（15）利用者支援事業 ……………………………………………………………… 44
（16）乳児家庭全戸訪問事業 ……………………………………………………… 45
（17）養育支援訪問事業 …………………………………………………………… 46
（18）妊婦健康診査 ………………………………………………………………… 47
第５章　各種施策の展開 ……………………………………………………………… 50
基本目標１　子どもの健やかな成長を支えます ………………………………… 50
（１）妊娠出産における安心の確保と支援 ……………………………………… 50
（２）子どもの成長と発達への支援 ……………………………………………… 51
（３）小児医療体制の推進 ………………………………………………………… 53
（４）「食」を通じた健康づくりの推進 ………………………………………… 54
（５）思春期における健やかな心身の育成 ……………………………………… 55
基本目標２　「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します …… 56
（１）「生きる力」を育む教育の推進 …………………………………………… 57
（２）次代の親づくりの推進 ……………………………………………………… 58
（３）郷土を愛する心の育成 ……………………………………………………… 58
（４）非行や児童虐待防止に向けた取組みの推進 ……………………………… 59
基本目標３　多様なニーズに応じた子育て支援を進めます …………………… 60
（１）子育て支援サービスの充実 ………………………………………………… 61
（２）子育て支援ネットワークづくりの推進 …………………………………… 62
（３）保育サービス・放課後児童対策の充実 …………………………………… 62
基本目標４　みんなが子育てにかかわる村をめざします ……………………… 64
（１）親の子育て力の向上 ………………………………………………………… 65
（２）子育てへの関心の喚起と理解の推進 ……………………………………… 66
（３）住民と協働による子育て支援の取組み …………………………………… 66
（４）男性の子育てへの参加の促進 ……………………………………………… 67
（５）働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進 ……………… 67
基本目標５　子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします ………………… 68

（１）保護者と子どもの居場所づくりの推進 ····· 69
（２）子どもの安全の確保とやさしい環境づくり ····· 70
（３）ひとり親家庭への支援 ····· 71
（４）障がいのある子どもへの支援 ····· 72
（５）子育て家庭への経済的支援 ····· 74
（６）いじめ防止の取組みの推進 ····· 74
第６章　計画の推進に向けて ····· 75
１．教育・保育事業等の確保体制 ····· 75
２．計画推進及び進捗状況の把握 ····· 76
３．計画推進に向けた関係機関の役割 ····· 76

# 第１章　計画の概要

## １．計画策定の背景及び趣旨

現在、わが国で社会的な課題となっている少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

このようなことに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められ、平成24年に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月には子ども・子育て支援新制度が施行されました。

当村においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきたことから、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、平成27年３月に「みんなで輪を持ち　子育て・子育ち応援のむら　原村」を基本理念とした「原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、必要な事業を展開してきました。

このほど、「原村子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進し、切れ目のない子ども・子育て支援するため「第２期　原村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## ２．計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、住民意見等を十分に踏まえ、下記のプロセスのもとに策定しました。

●計画策定のプロセス

| 事業 | 参加者 | 役割 |
|---|---|---|
| ニーズ調査 | 未就学児童を持つ保護者<br>小学生児童を持つ保護者 | 生活実態や意向等の回答 |
| 原村<br>子ども・子育て会議 | 保護者・福祉関係団体・<br>公募委員・学識経験者等 | 子ども・子育て支援事業計画の検討等 |

●ニーズ調査の概略

| | 未就学児童 | 就学児童 |
|---|---|---|
| （１）調査地域 | 原村 | |
| （２）調査対象 | 村内に在住の就学前の子どものいる家庭。 | 村内に在住の就学している１年から６年の子どものいる家庭。 |
| （３）標本数 | 412 人 | 319 人 |
| （４）有効回収数 | 304 人（回収率　73.8%） | 284 人（回収率　89.0%） |
| （５）調査方法 | 郵送配布～郵送回収<br>施設配布～施設回収 | 施設配布～施設回収 |
| （６）調査期間 | 平成 30 年 11 月 20 日～11 月 26 日 | |

## ３．計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法・第２条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定するものです。また、第５次原村総合計画をはじめとする、本村の関連計画との整合を図りながら策定しています。

【子ども・子育て支援法から抜粋】
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

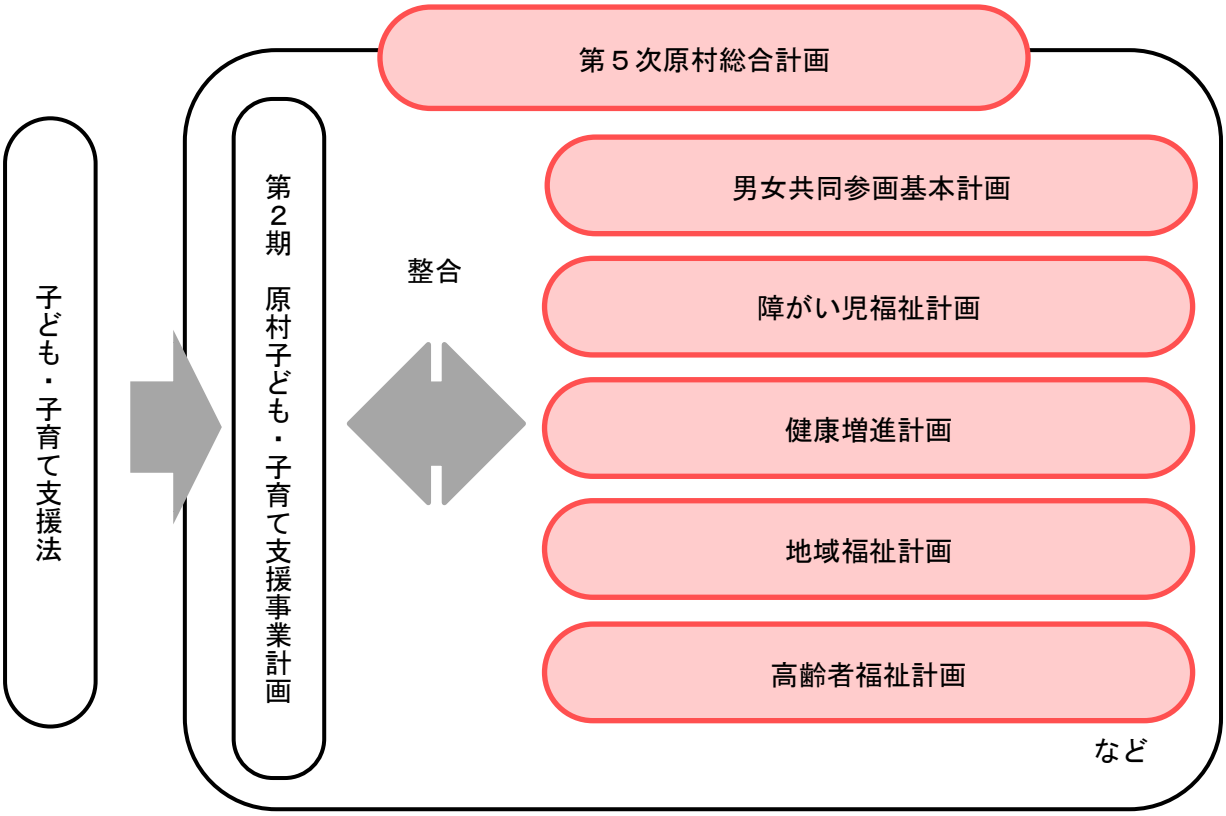


## ４．計画の対象

本計画の対象は、子ども（０歳から概ね18歳）と子育て家庭（左記子どものいる家庭）であり、教育や保育をはじめ、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。こうした施策や事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く住民全般に対する取組みも記載しています。

## ５．計画の期間

本計画は、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの５年間を計画期間として策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

# 第２章　子どもと子育て家庭を取巻く環境

## １．人口・世帯・就労の動向

### （１）人口の推移

#### ①人口の推移

原村の人口は微増傾向にあり、平成31年には7,944人となっています。年齢３区分別にみると、０～14歳の年少人口と65歳以上の高齢人口は増加傾向にある一方で、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。

単位：人

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０～14歳 | 986 | 988 | 990 | 1,004 | 1,014 |
| 15～64歳 | 4,460 | 4,406 | 4,395 | 4,325 | 4,313 |
| 65歳以上 | 2,409 | 2,460 | 2,545 | 2,578 | 2,617 |
| 合計 | 7,855 | 7,854 | 7,930 | 7,907 | 7,944 |

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）　※すべて外国人を含む

#### ②児童人口の推移

18歳未満の児童人口は以下のとおりです。平成31年には1,214人となっており、平成27年と比較すると15人増加しています。

単位：人

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０歳 | 47 | 47 | 57 | 54 | 49 |
| １歳 | 54 | 48 | 53 | 60 | 59 |
| ２歳 | 55 | 58 | 52 | 59 | 60 |
| ３歳 | 58 | 55 | 59 | 59 | 64 |
| ４歳 | 63 | 61 | 58 | 59 | 59 |
| ５歳 | 61 | 62 | 61 | 58 | 61 |
| ６歳 | 77 | 62 | 65 | 68 | 61 |
| ７歳 | 63 | 78 | 64 | 68 | 71 |
| ８歳 | 73 | 64 | 79 | 64 | 68 |
| ９歳 | 101 | 78 | 62 | 79 | 64 |
| 10歳 | 69 | 100 | 78 | 64 | 80 |
| 11歳 | 61 | 72 | 101 | 77 | 64 |
| 12歳 | 67 | 63 | 69 | 103 | 81 |
| 13歳 | 70 | 70 | 64 | 68 | 103 |
| 14歳 | 67 | 70 | 68 | 64 | 70 |
| 15歳 | 60 | 71 | 68 | 68 | 63 |
| 16歳 | 80 | 60 | 70 | 67 | 69 |
| 17歳 | 73 | 78 | 59 | 69 | 68 |
| 合計 | 1199 | 1197 | 1187 | 1208 | 1214 |

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）※すべて外国人を含む

### ③世帯数の推移

世帯数は増加傾向にあり、平成31年には3,289世帯となっています。平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が進展しています。

単位：世帯、人

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 世帯数 | 3,021 | 3,067 | 3,111 | 3,193 | 3,214 | 3,289 |
| 平均世帯人員 | 2.60 | 2.56 | 2.52 | 2.48 | 2.44 | 2.42 |

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### ④激励金等支給の状況

ひとり親等世帯の18歳以下の子どもに対し激励金を支給しています。ひとり親等となる理由は死別、離別等ですが、ひとり親等となった後も原村に住み続けるケースがほとんどです。

単位：世帯、人

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 母子世帯 | 世帯数 | 40 | 38 | 39 | 40 | 39 | 41 |
| | 児童数 | 54 | 49 | 54 | 58 | 52 | 54 |
| 父子世帯 | 世帯数 | 11 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 |
| | 児童数 | 17 | 15 | 16 | 14 | 14 | 14 |
| 準ひとり親世帯 | 世帯数 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 児童数 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | 世帯数 | 52 | 48 | 49 | 50 | 49 | 51 |
| | 児童数 | 72 | 64 | 70 | 74 | 68 | 70 |

資料：原村資料（主要な施策の効果説明書）

### ⑤人口動態

自然動態は死亡数が出生数を毎年上回っており、自然減の状態が続いています。

社会動態は転入が転出を上回る年が多く、社会増の傾向が見受けられます。

**＜自然動態＞**

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 46 | 47 | 49 | 56 | 48 |
| 死亡数 | 59 | 106 | 83 | 101 | 102 |
| 自然動態増減 | △13 | △59 | △34 | △45 | △54 |

**＜社会動態＞**

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 転入 | 234 | 238 | 270 | 221 | 273 |
| 転出 | 231 | 209 | 203 | 227 | 235 |
| 社会動態増減 | 3 | 29 | 67 | △6 | 38 |

資料：住民基本台帳

## （２）結婚・就業の動向

### ①結婚・離婚数の推移

婚姻届出件数は年間20件から40件程度、離婚届出件数は年間10件程度で推移しています。

単位：件数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 婚姻届出件数 | 22 | 27 | 28 | 25 | 31 |
| 離婚届出件数 | 7 | 8 | 11 | 4 | 9 |

資料：住民基本台帳

### ②産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、第一次産業が減少、第二次産業が横ばい、第三次産業が増加の傾向にあります。

単位：人

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一次産業 | 1,516 | 1,434 | 1,458 | 1,190 | 1,007 |
| 第二次産業 | 1,111 | 1,162 | 1,203 | 1,151 | 1,120 |
| 第三次産業 | 1,595 | 1,731 | 1,801 | 1,931 | 2,007 |

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

### ③女性の年齢階級別就業率

女性の就業率は、平成22年の57.5%から平成27年には55.2%に低下しました。女性の年齢階級別就業率は、子どもを産む世代にあたる25～39歳付近で低下する傾向（いわゆるM字カーブ）にありますが、平成27年では低下の程度が小さくなっています。

単位：人

| | 平成17年 | | | 平成22年 | | | 平成27年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 女性 | 就業者 | *就業率* | 女性 | 就業者 | *就業率* | 女性 | 就業者 | *就業率* |
| 15～19歳 | 180 | 17 | 9.4 | 175 | 21 | 12.0 | 143 | 9 | 6.3 |
| 20～24歳 | 150 | 98 | 65.3 | 107 | 72 | 67.3 | 113 | 78 | 69.0 |
| 25～29歳 | 153 | 104 | 68.0 | 169 | 119 | 70.4 | 111 | 83 | 74.8 |
| 30～34歳 | 226 | 143 | 63.3 | 194 | 114 | 58.8 | 159 | 109 | 68.6 |
| 35～39歳 | 227 | 173 | 76.2 | 251 | 169 | 67.3 | 205 | 154 | 75.1 |
| 40～44歳 | 234 | 200 | 85.5 | 229 | 178 | 77.7 | 242 | 196 | 81.0 |
| 45～49歳 | 249 | 216 | 86.7 | 231 | 190 | 82.3 | 228 | 182 | 79.8 |
| 50～54歳 | 261 | 217 | 83.1 | 260 | 221 | 85.0 | 244 | 194 | 79.5 |
| 55～59歳 | 288 | 210 | 72.9 | 270 | 211 | 78.1 | 274 | 218 | 79.6 |
| 60～64歳 | 252 | 163 | 64.7 | 322 | 197 | 61.2 | 298 | 198 | 66.4 |
| 65歳以上 | 1,073 | 504 | 47.0 | 1,146 | 438 | 38.2 | 1338 | 431 | 32.2 |
| 合　計 | 3,293 | 2,045 | 62.1 | 3,354 | 1,930 | 57.5 | 3,335 | 1,852 | 55.2 |

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

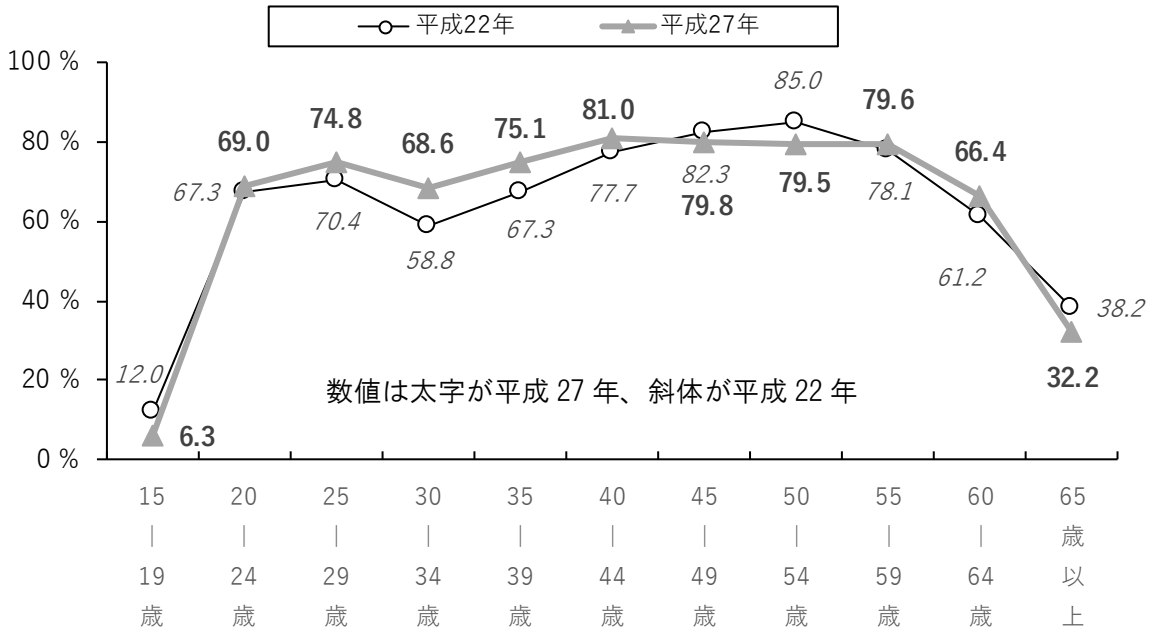

## ２．子ども・子育てに関連するサービスの提供・利用状況

### （１）母子保健の状況

#### ①母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳の交付状況は、以下のとおりです。

単位：件

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交付数 | 52 | 68 | 64 | 49 | 39 |

資料：母子保健統計

#### ②幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の受診状況は、１歳６か月児健診、３歳児健診とも100％近い受診率を達成しています。

**＜１歳６か月児健診＞**

単位：人

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数 | 42 | 60 | 44 | 49 | 67 |
| 受診者数 | 41 | 57 | 43 | 49 | 67 |
| 受診率 | 97. 6% | 95. 0% | 97. 7% | 100. 0% | 100. 0% |

資料：母子保健統計

**＜３歳児健診＞**

単位：人

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数 | 60 | 56 | 58 | 58 | 65 |
| 受診者数 | 59 | 56 | 55 | 55 | 64 |
| 受診率 | 98. 3% | 100. 0% | 94. 8% | 94. 8% | 98. 5% |

資料：母子保健統計

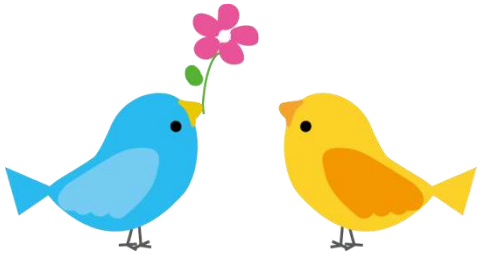

## （２）保育サービスの提供状況

### ①認可保育所の状況

認可保育所は村内には原村保育園１園しかありませんが、入所児童数よりも定員数が多い状況が続いています。入所率は80％台を推移しています。しかし、２歳児及び１歳児は年度当初の４月から定員となり、年度途中の入所を受け入れられない状況です。

単位：人

| | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 |
| 原村保育園（３歳以上児） | 191 | 173 | 191 | 168 | 191 | 163 | 191 | 161 | 191 | 160 |
| 入所率 | 90.6% | | 88.0% | | 85.3% | | 84.3% | | 83.8% | |

| | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 | 定員数 | 入所児童数 |
| 原村保育園（３歳未満児） | 49 | 36 | 49 | 39 | 49 | 43 | 49 | 42 | 49 | 48 |
| 入所率 | 73.5% | | 79.6% | | 87.8% | | 85.7% | | 98.0% | |

資料：福祉行政報告例（各年度3月１日現在）

### ②特別保育事業等の実施状況

一時預かり事業、乳児保育（０歳児）、障がい児保育、延長保育の実施状況は、以下のとおりです。

※　延長保育とは、午後4時以降の延長保育の数

単位：か所、人

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一時預かり | 実施保育所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延人数 | 302 | 132 | 402 | 149 | 390 |
| 乳児保育 | 実施保育所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延人数 | 3 | 8 | 8 | 9 | 8 |
| 障がい児保育 | 実施保育所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延人数 | 20 | 14 | 18 | 15 | 30 |
| 延長保育 | 実施保育所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用延人数 | 771 | 767 | 787 | 857 | 705 |

資料：原村保育園実績

### ③放課後児童クラブ児童数の推移

原村学童クラブは、原小学校敷地内で定員を70人として受入れを行っています。

利用児童数は年々増加傾向にあります。

（平成26～28年度は4年生まで、平成29～30年度は5年生まで、平成31年度より6年生まで受け入れ）

単位：日、人

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 開所日数 | 登校日 | 208 | 206 | 205 | 203 | 203 |
| | 休業日 | 28 | 30 | 31 | 33 | 32 |
| 利用児童数（延人数） | 登校日 | 12, 425 | 11, 610 | 10, 745 | 10, 921 | 11, 153 |
| | 休業日 | 1, 054 | 1, 144 | 1, 173 | 1, 462 | 1, 528 |
| 利用児童数（平均人数） | 登校日 | 59. 7 | 56. 3 | 52. 4 | 53. 8 | 54. 9 |
| | 休業日 | 34. 6 | 38. 1 | 37. 8 | 44. 3 | 47. 8 |

資料：学童クラブ日誌

## （３）教育施設を活用した子育て支援サービス

### ①放課後子ども教室（原っ子広場）の利用状況

地域社会のなかで放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室（原っ子広場）を放課後学童クラブと一体的あるいは連携して実施しています。

原っ子広場は、小学校の登校日に開設し、子どもたちの居場所づくりとして中央公民館を拠点として、社会体育館、小学校校庭等を利用し、主に学習やスポーツを中心に活動しています。

利用児童数も年々増加傾向にあります。

単位：日、人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開所日数 | 205 | 203 | 201 | 200 | 199 |
| 利用児童数（延人数） | 12, 825 | 13, 040 | 13, 695 | 14, 503 | 15, 823 |
| 利用児童数（平均人数） | 63 | 64 | 68 | 73 | 80 |

資料：原っ子広場日誌

### ②子育て支援の状況

就学前の親子を対象に、子育てサロン、子育て塾、子育て広場あひるクラブ等の取組みを行っています。

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 子育てサロン | 就園前の児童と保護者を対象に、毎週、火・木・金曜日の午前10時から12時まで原村図書館２階を借りて開催。子どもの遊び場の提供や、保護者の仲間作りと情報交換等を行う事業。 |
| 子育て塾 | 未就園児の保護者を対象に子育て力を高めることを目的に年５回程度の開催をしています。 |
| 子育て広場あひるクラブ | 就園前幼児と保護者を対象とした講座を年12回開催。子どもと親のよりよい関係づくりを遊びの中から学び、合わせて仲間づくりを図ります。 |

### ③児童虐待相談件数

児童虐待相談や通告による確認件数は、１０件程度で推移しています。

単位：件

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 8 | 2 | 12 | 6 | 11 |

資料：福祉行政報告例（児童福祉関係）調査

### ④家庭児童相談員による相談件数

家庭児童相談員による相談件数は、1,000件程度で推移しています。平成31年4月からは家庭児童相談員に加え家庭教育相談員を配置し、相談対応にあたっています。

単位：件

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭児童相談 | 電話 | 275 | 262 | 409 | 602 | 517 |
| | 面接 | 24 | 39 | 83 | 87 | 93 |
| | 訪問 | 9 | 14 | 5 | 22 | 9 |
| 乳幼児 | 健診 | 78 | 77 | 81 | 53 | 47 |
| | 育児相談 | 20 | 23 | 20 | 20 | 16 |
| 子育てサロン | | 33 | 26 | 20 | 9 | 6 |
| その他 | すこやか訪問 | 78 | 92 | 85 | 91 | 75 |
| | 保育所 | 77 | 71 | 74 | 43 | 91 |
| | 小中学校 | 137 | 146 | 144 | 98 | 92 |
| メール相談 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 731 | 750 | 921 | 1,025 | 946 |

資料：原村資料（主要な施策の効果説明書）

### ⑤民生委員児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

民生委員児童委員への相談件数は年によって変動が大きいものの、子どもに関する相談は毎年100件以上寄せられています。

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録委員数（人） | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 全体相談件数（件） | 839 | 837 | 739 | 325 | 355 |
| うち子どもに関すること（件） | 251 | 256 | 235 | 118 | 123 |

資料：福祉行政報告例

## ３．子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、確保を図るべき教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、小学校６年生までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的に実施しました。このうち、一部の調査結果を抜粋して掲載します。

### 子育てに影響すると思われる環境について（複数回答可）

・子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」（未就学児童：98.4%、就学児童：92.3%）が未就学児童、就学児童ともに９割を超え最も多くなっている。また、「小学校」は就学児童（73.8%）が７割台半ばを占め多くなっており、「保育所」は未就学児童（64.5%）が約６割となっている。

**【未就学児】**

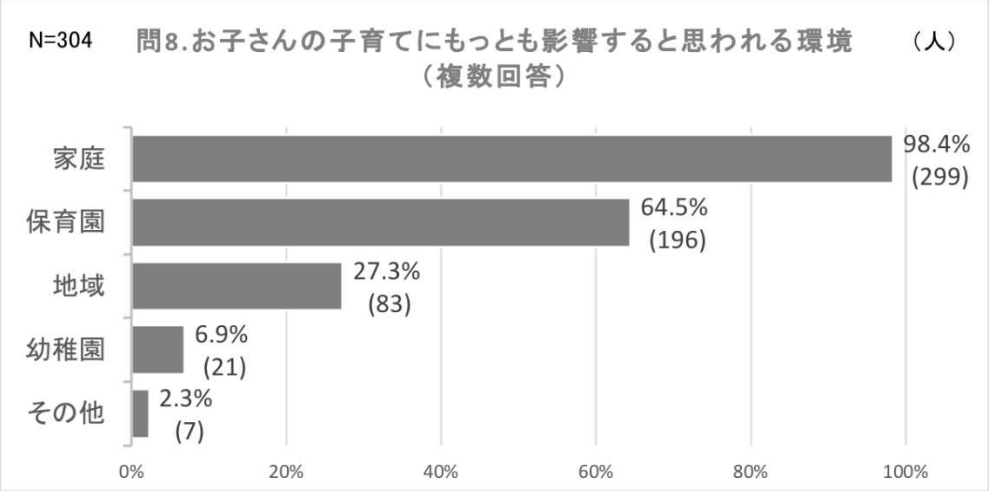


**【小学生】**

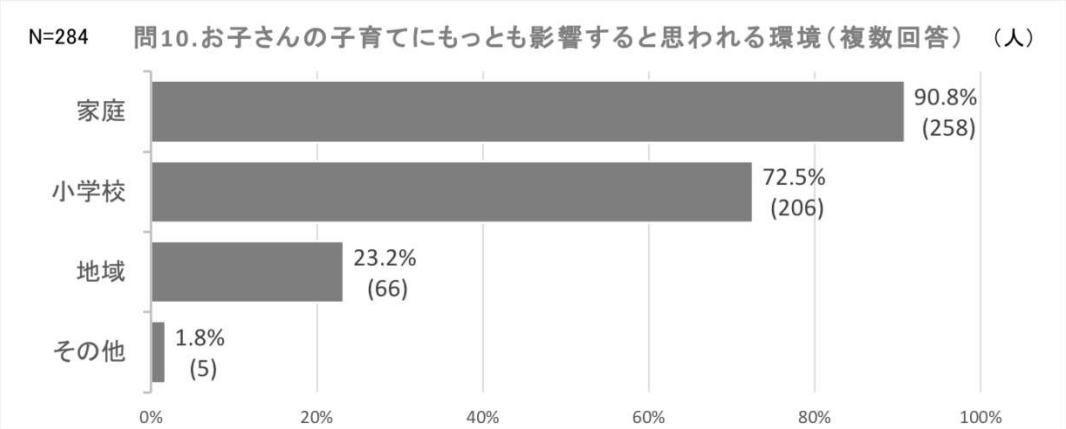

## 子育てについて気軽に相談できる人（場所）について（単数回答）
## 及び、その相談先について（複数回答可）

・子育てについて気軽に相談できる人（場所）については、「いる／ある」（未就学児童：92.8%、就学児童：91.2%）は未就学児童、就学児童ともに９割を超え、多くなっている。
・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」（未就学児童：1%、就学児童：4.9%）は、未就学児童、就学児童ともに１割未満となっている。

**【未就学児】**

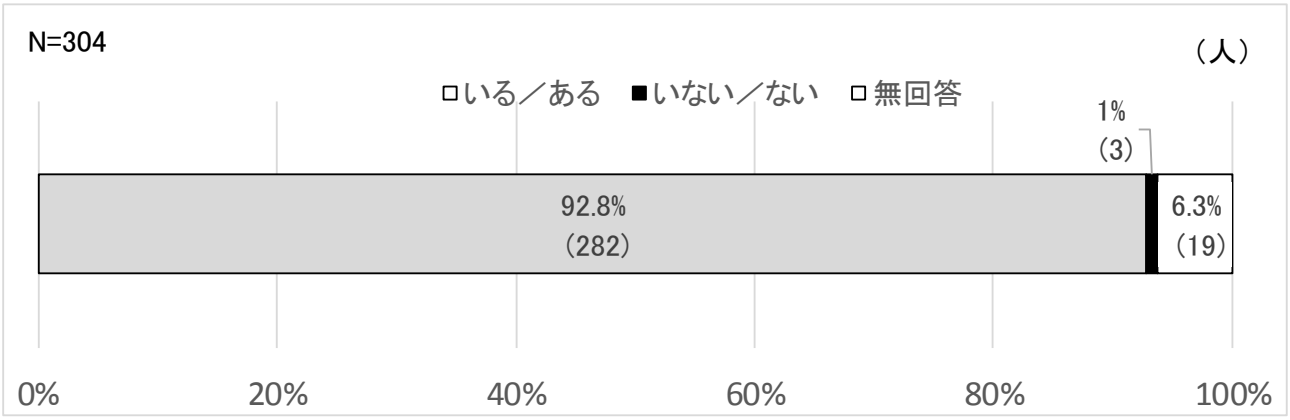


**【小学生】**

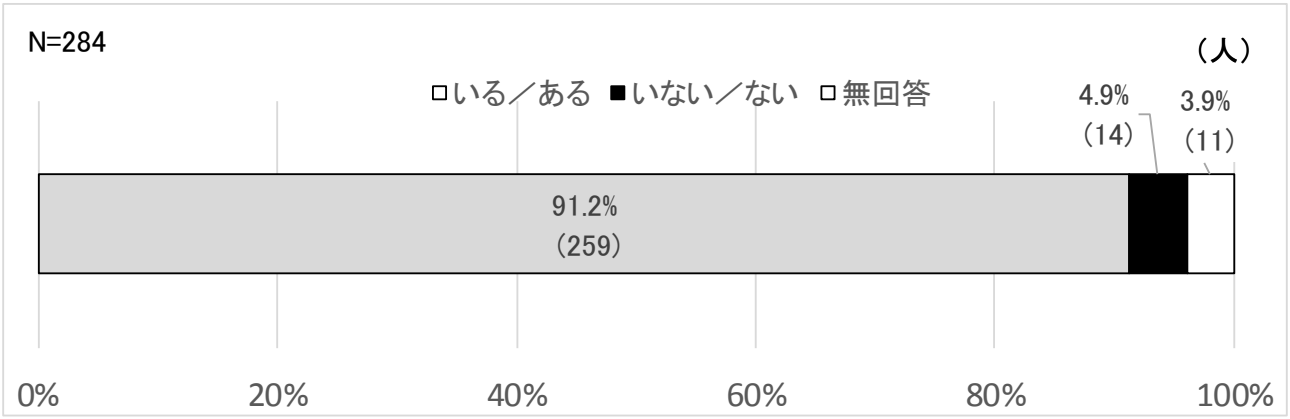

## お子さんをみてもらえる親族・知人について（複数回答可）

**【未就学児】**

・子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.9%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる（37.5%）」が続いている。「いずれもいない」と回答したのは 6.9%である。

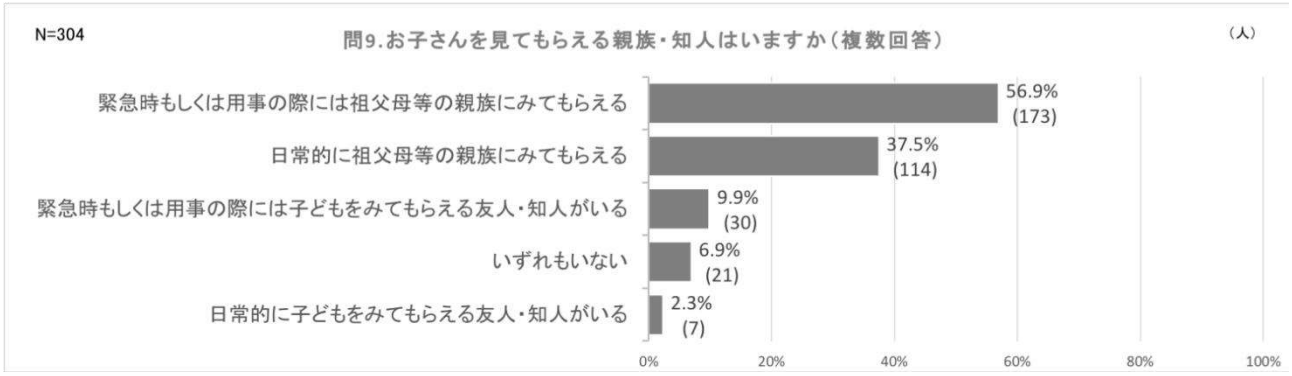


・親族に子どもをみてもらえると回答した人に対してその状況を聞いたところ、「心配することなく安心して子どもをみてもらえる」が 50.0%と最も多く、「親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である（24.8%）」、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい（24.1%）」、「親族の身体的負担が大きく心配である（19.2%）」が続いている。

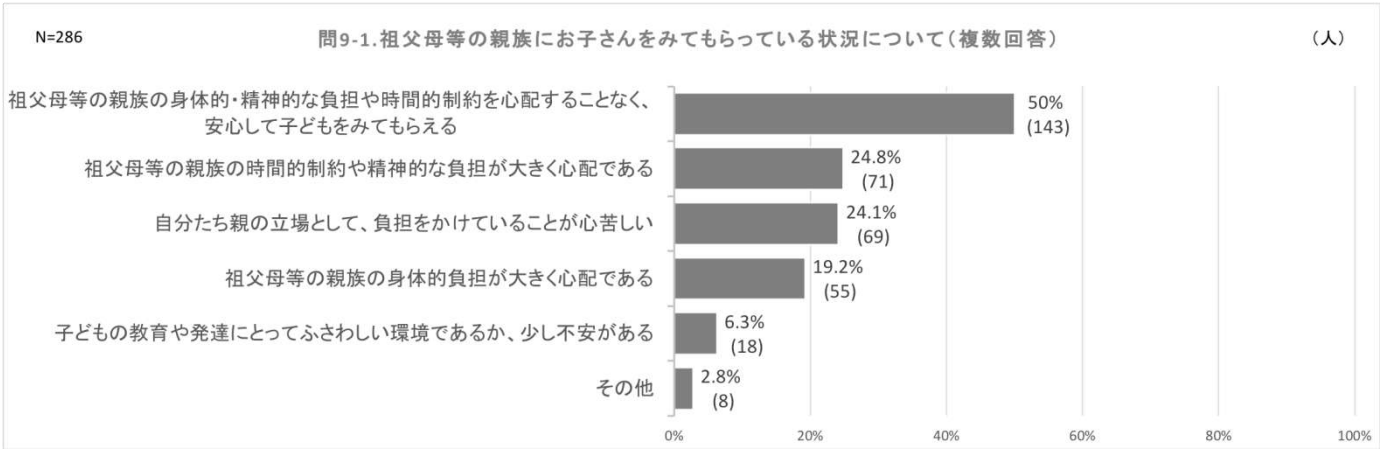

**【小学生】**

・子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.1%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる（34.2%）」が続いている。「いずれもいない」と回答したのは 9.9%である。

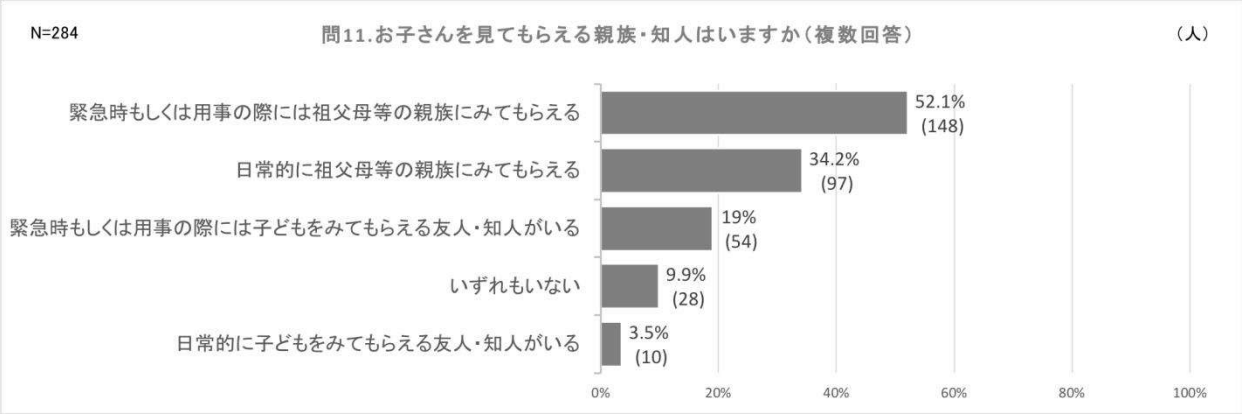


・親族に子どもをみてもらえると回答した人に対してその状況を聞いたところ、「心配することなく安心して子どもをみてもらえる」が 47.3%と最も多く、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい（22.0%）」、「親族の身体的負担が大きく心配である（18.0%）」、「親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である（18.0%）」が続いている。

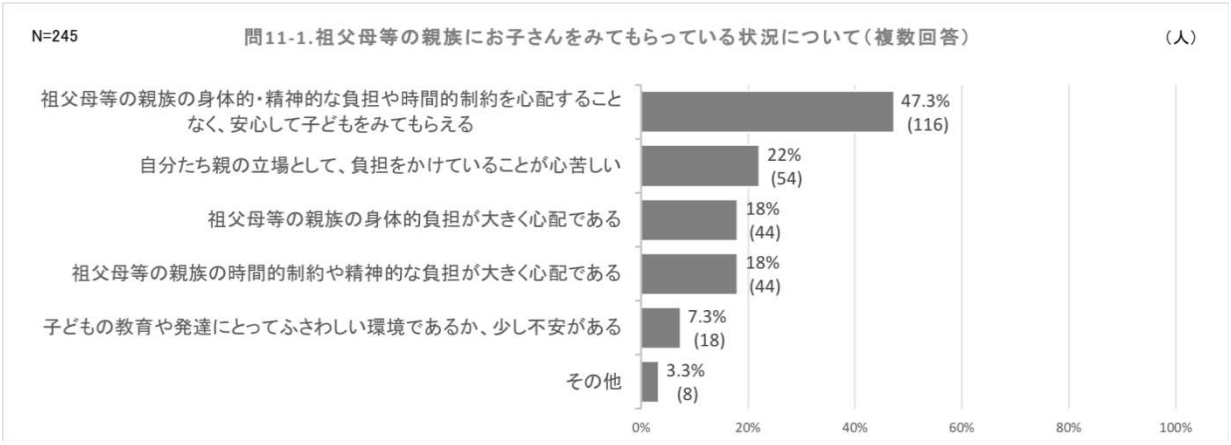

## 原村における子育ての環境や支援への満足度について（単数回答）

**【未就学児】**

・「普通」が 42.8%と最も多く、「やや満足度が高い（24.0%）」、「満足度が高い（12.2%）」、「やや満足度が低い（11.8%）」が続いている。
・「満足度が高い」、「やや満足度が高い」を合計すると 36.2%となり、「満足度が低い」、「やや満足度が低い」の合計 18.1%を上回っている。

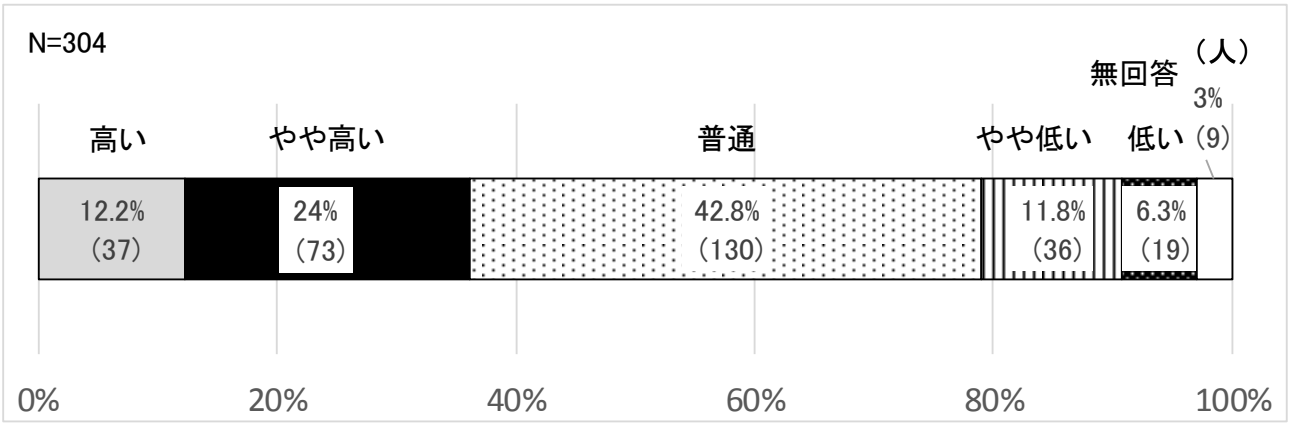


**【小学生】**

・「普通」が 38.4%と最も多く、「やや満足度が高い（23.6%）」、「やや満足度が低い（17.6%）」、「満足度が高い（10.6%）」が続いている。
・「満足度が高い」、「やや満足度が高い」を合計すると 33.9%となり、「満足度が低い」、「やや満足度が低い」の合計 22.9%を上回っている。

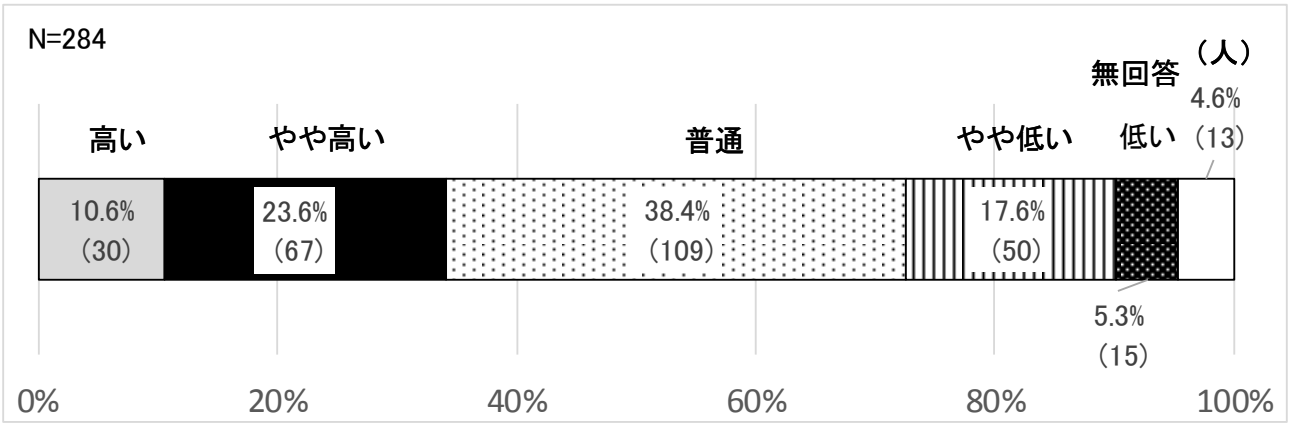

## ４．前計画の振り返り

### （１）教育・保育、地域子育て支援事業における「ニーズ量」と確保状況

前計画では、「基本目標１　子ども・子育て支援サービスを充実します」として、教育・保育、地域子育て支援事業のニーズ量とその確保方策について整理し、同計画に基づき教育・保育、地域子育て支援事業を展開してきました。

前計画期間中のニーズ量（実績値）と確保状況は以下のとおりです。

| | | | 単位 | 数値区分 | ニーズ量と確保状況（各年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 平成27年度（実績） | 平成28年度（実績） | 平成29年度（実績） | 平成30年度（実績） | 平成31年度（計画） |
| 教育・保育 | 教育ニーズ（１号認定+2号認定教育ニーズ） | | 人 | ニーズ量 | 12 | 16 | 17 | 14 | 16 |
| | | | | 確保量 | 12 | 16 | 17 | 14 | 16 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2号認定保育ニーズ | | 人 | ニーズ量 | 168 | 163 | 160 | 160 | 162 |
| | | | | 確保量 | 168 | 163 | 160 | 160 | 162 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3号認定 | ０歳 | 人 | ニーズ量 | 8 | 8 | 9 | 8 | 9 |
| | | | | 確保量 | 8 | 8 | 9 | 8 | 9 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | １、２歳 | 人 | ニーズ量 | 31 | 35 | 35 | 41 | 36 |
| | | | | 確保量 | 31 | 35 | 35 | 41 | 36 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 人 | ニーズ量 | 39 | 43 | 44 | 48 | 45 |
| | | | | 確保量 | 39 | 43 | 44 | 48 | 45 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | 単位 | 数値区分 | ニーズ量と確保状況（各年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 平成27年度（実績） | 平成28年度（実績） | 平成29年度（実績） | 平成30年度（実績） | 平成31年度（計画） |
| 放課後児童健全育成事業 | 学童クラブ　低学年 | 人 | ニーズ量 | 60 | 41 | 42 | 49 | 49 |
| | 学童クラブ　高学年 | | ニーズ量 | 12 | 19 | 13 | 19 | 21 |
| | 計画値 | | 確保量 | 72 | 60 | 55 | 68 | 70 |
| | 計 | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 時間外保育事業 | | 人 | ニーズ量 | 32 | 38 | 39 | 34 | 38 |
| | | | 確保量 | 32 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | | | 差 | 0 | 2 | 1 | 6 | 2 |
| 一時預かり事業（在園児対象型） | 1号・2号認定による利用 | 人 | ニーズ量 | 772 | 720 | 842 | 915 | 746 |
| | | | 確保量 | 772 | 720 | 842 | 915 | 746 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | | 人 | ニーズ量 | 132 | 402 | 402 | 390 | 281 |
| | | | 確保量 | 132 | 402 | 402 | 390 | 281 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病児・病後児保育事業（病後児対応型・体調不良児対応型） | | 人日 | ニーズ量 | 60 | 47 | 43 | 46 | 52 |
| | | | 確保量 | 60 | 47 | 43 | 46 | 52 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | | 人 | ニーズ量 | 9 | 7 | 11 | 48 | 30 |
| | | | 確保量 | 9 | 7 | 11 | 48 | 30 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | | 人 | ニーズ量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | | | 確保量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域子育て支援拠点事業 | | 人回 | ニーズ量 | 19 | 17 | 16 | 12 | 51 |
| | | | 確保量 | 19 | 17 | 16 | 12 | 51 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者支援事業 | | か所 | ニーズ量 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 確保量 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒） | | 人 | ニーズ量 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | | | 確保量 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | 人 | ニーズ量 | 50 | 50 | 61 | 50 | 44 |
| | | | 確保量 | 50 | 50 | 61 | 50 | 44 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養育支援訪問事業（村単独事業） | | 人 | ニーズ量 | 4 | 6 | 8 | 4 | 3 |
| | | | 確保量 | 4 | 6 | 8 | 4 | 3 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 妊婦健康診査 | | 人 | ニーズ量 | 37 | 58 | 59 | 38 | 44 |
| | | | 確保量 | 37 | 58 | 59 | 38 | 44 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## （２）各種子育て支援施策の実施状況

前計画では、次のとおり「基本目標２」から「基本目標７」として、各種施策を展開してきました。

基本目標２　子どもの健やかな成長を支えます
基本目標３　子どもと親の心とからだをつくる教育を進めます
基本目標４　多様なニーズに応じた子育て支援を進めます
基本目標５　みんなが子育てにかかわる村をめざします
基本目標６　子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします
基本目標７　男女がともに子育てできる環境づくりを進めます

基本目標ごとに前計画に基づいて実施された取組み等について、以下に整理します。

### ①基本目標２　子どもの健やかな成長を支えます

**【医療費に関する「現物給付方式」の導入】**

平成30年8月診療分からは、県内医療機関の窓口で被保険者証とともに福祉医療費受給者証を提示することにより、医療費の支払いが不要になる「現物給付方式」を導入しました。これによって、医療費の支払いが不要になりました。

**【相談員増員による支援拡充】**

小中学生のみならず、就学前の子どもたちやその保護者について、就学等に関する不安・悩みを取り除くため相談の機会を設けました。件数は年によって増減がありますが、令和元年度より相談員が増えたことによってより幅広く相談を受けられ、一人ひとりにあった適切な対応ができました。

**【切れ目のない子育て支援の充実】**

乳幼児健診の受診率は、ほぼ100％で定着しています。平成29年度から産後ケア事業、令和元年度から産婦健康診査を行い、乳児から幼児、母親との切れ目のない子育て支援の充実が図りました。

**【言語相談員による相談】**

他市の医療機関等が行う訓練に抵抗があったり、予約が取りにくかったりといったお子さんに対しことばの相談を行い、距離的にも経済的にも親の負担軽減となりました。

**【原村保育園における一時保育の部屋の確保】**

平成３１年４月には一時保育の部屋を確保しました。保育児童の安全安心を心がけるとともに、安心して預けられるように保護者や家庭に寄り添いました。

### ②基本目標３　子どもと親の心とからだをつくる教育を進めます

**【少年スポーツ教室による健全な精神、身体の育成】**

小学生を対象に、スポーツ普及事業として少年スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しみや健全な精神、身体の育成を図り成長を促しました。

**【幼稚園教育の充実】**

幼稚園教育の充実について、村内には私立幼稚園が１園(こひつじ幼稚園)のみですが、村外に通う児童についても就園奨励費で村内の幼稚園に通う児童と同じように支援し、経済的な負担を軽減しました。令和元年度10月からは保育料等を無償化し、子育て世代の経済的負担軽減となりました。

**【要保護児童対策地域協議会事業の強化】**

要保護児童対策地域協議会(要対協)では子どもの安全のため、地域でできることを協議し、連携して支援を行っています。平成28年度より緊急性の高い事案に対応するため、定例(年4回)にて開催していた個別ケース会議を必要に応じて実施するよう改正しました。実務者会議を年4回と以前の倍開催し、連携による子どもの安全を確保しました。

**【人権教育の充実】**

保育園での人権擁護委員による紙芝居、小学校での人権の花運動、中学校においては人権作文コンテストへの参加、児童・生徒に授業の中で人権に関する講演会を通じ考える機会をつくり人権について学習しました。

**【親の子育て力の向上】**

原村保育園で褒め方やしかり方のCAREプログラムを実施し、保護者に受講いただきました。

また、3歳以上児の保護者の方に参加保育を計画し、半日保育士体験をしていただくことで、親の子育て力を向上に寄与しました。

**【ジュニア教室による子ども同士の交流】**

生涯学習の青少年教育として、ジュニア教室を開設し毎月一回土曜日と夏休みには、７月下旬から８月の第一週に掛けて教室を開催し、子ども達に様々な物づくりや体験を通して、子ども同士の交流を図りました。

**【絵本の贈呈】**

6ヶ月～1歳児にファーストブック、3歳児にセカンドブックを贈呈し、家庭で絵本を読み聞かせをすることにより親子のふれあいを充実してもらい子供の心の健やかな成長を図りました。

またお父さんにも絵本の読み聞かせなどを通して親子のふれあいを図り、子育てに参加してもらえるように呼びかけました。

### ③基本目標４　多様なニーズに応じた子育て支援を進めます

**【学童クラブの受け入れ学年拡大】**

学童クラブについて、年々受け入れ学年を拡大し、平成31年度からは6年生までの全小学生を受け入れ、働く保護者を支援しました。

**【多様な子育てニーズへの対応】**

村の子育て支援策を一冊にまとめた「子育てハンドブック」を発行、配布し支援策の周知を図りました。

平成31年度からは引きこもり対策や年代に応じた相談支援に対応するため、それまでの家庭児童相談員に加え、家庭教育相談員を配置し２人体制で子ども・子育て支援を充実しました。

子ども・子育て支援の拠点となる「子育て支援センター」設置に向け「子ども・子育て支援センター検討会議」により平成29年度から検討し住民ニーズを把握しました。

多様なニーズに対応するため平成29年度からショートステイ事業を始めました。

**【放課後子ども教室（原っ子広場）】**

小学校の登校日について、下校後子ども達の居場所の確保として中央公民館内に放課後子ども教室（原っ子広場）を開設し、午後5時まで子ども達を預かり、原っ子広場の職員が安全に見守り指導を実施しました。1日平均110人前後の子ども達が原っ子広場を利用しました。

### ④基本目標５　みんなが子育てにかかわる村をめざします

**【ファミリー・サポート・センター】**

社会福祉協議会原村ねこの手サービスがファミリーサポート事業として子育て支援ボランティアと保護者をつなぎました。利用登録、支援登録ともになかなか伸びないことから更に周知の工夫が必要です。

**【住民と協働による子育て支援】**

保育園では、老人クラブとの畑での交流、八ヶ岳中央農業実践大学校との畑での交流、更生保護女性会の方による慣らし保育のお手伝いなど、地域の方々に協力いただきました。

### ⑤基本目標６　子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします

**【子どもたちの交通安全強化】**

安全な道路環境の整備の中においては、子どもが安心して歩けるよう、子ども達も参加して子どもの目線による歩道の安全確認を行い、子ども達の認識を深めました。また、交通安全教室並びに交通安全に関する啓発により、交通安全について強化しました。通学路等危険個所の把握については、区関係者やPTA等により安全点検を行い、警察等に要望を行うことに努めました。それにより、子どもたちが交通安全を学ぶことで、安全意識が高まることにつながりました。

**【特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流】**

副学籍について、交流回数は多くないものの、保護者のニーズを特別支援学校と確認し、希望にそって交流をしました。

**【ひとり親家庭等の支援】**

ひとり親等に対しては、よりきめ細やかに相談支援を行うとともに、１８歳未満の児童に対して「ひとり親家庭等児童激励金」を支給し経済的負担を軽減しました。

**【障害福祉サービスの切れ目のない支援】**

母子保健担当保健師と連携して療育支援の必要な方の早期発見をしてきました。

保護者の困りごとや発達への心配事などの相談を聞き、必要な福祉サービスを提供しました。サービス利用者が増加しており、今後もきめ細かい連携を図り支援を行っていきます。

### ⑥基本目標７　男女がともに子育てできる環境づくりを進めます

**【男性の子育てへの参加促進】**

母親学級では、男性の子育てへの啓発を進めました。健診時のアンケートでは、約9割の母親が父親の育児への協力があると感じています。父親の育児参加が徐々に進み、共に子育てをしている姿がみられました。

**【男女共同参画意識の普及】**

男性の家庭における、家事や育児に掛ける時間の確保が厳しい社会環境の中で、少しでも理解を深めてもらうため、平成30年度は、男女共同参画に関する映画会、講演会を行い、夫婦等に参加してもらい、啓発しました。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １．基本理念

子どもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族の絆を深める大切な存在であり、また村に活力を与え、将来を担うかけがえのない存在です。みんなの大切な宝となる子どもたちを、心も体も健やかに幸せに育てることは、親はもちろんのこと、地域全体の責務でもあります。

しかし、社会環境の変化から共働き家庭の増加、経済的困窮、虐待、いじめ、不登校、発達障害等、様々な困難を有する子どもたちが増え、子育ての難しさが増していると考えられます。

そのため、子育て家庭や子どもが孤立しないよういつでも相談できる仕組みづくりが大切です。また、みんなが愛情をもって仲良く子育ができるために、子どもと親がともに育ちあうよう、子育て家庭を村全体で温かく見守り、必要なときには相互連携による手助けを行うなど子育てを支えあう環境づくりが望まれています。

そのような背景のもと、本計画では原村の教育理念に沿った３つの基本的考え方をもとに、前計画を踏襲し基本理念を設定しました。

**（１）安心して子どもを生み、ゆとりと責任・愛情をもって楽しく子育てをする。**
**（２）郷土原村に愛着と誇りをもって、「賢く・優しく・たくましい」原っ子として元気に育つ。**
**（３）緑豊かな自然の中で、子育てを温かく見守り、ともに支えあいみんなで子育てをする。**

**みんなで輪を持ち 子育て・子育ち応援のむら 原村**

## ２．基本的な視点

### （１）子どもの視点

子どもは社会の様々な環境の影響を受けながら成長していくものです。子どもはみんなの大切な宝であることを認識し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるような環境づくりをめざします。

### （２）親づくりの視点

子どもの健やかな成長のためには、子育ての基本である親や、家庭の役割と機能が重要です。保護者としての自覚と責任を持ち、子育ての喜びや楽しさを感じることができるような環境づくりをめざします。そして、楽しく愛情のある子育てを次代につなぐ環境づくりもめざします。

### （３）住民全体で支え合う視点

子育ては保護者が第一の義務と責任をもつことを前提にしつつも、社会の一員である子どもの健やかな成長を支えていくことは、住民全体の責務でもあります。家庭をはじめ、地域、行政、関係機関や団体がともに連携をとり、住民全体で子育てを支えあう環境づくりをめざします。

### （４）すべての子どもと家庭を支える視点

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育てへの不安や、孤立化、児童虐待など、子どもや子育てを取り巻く様々な問題が生じています。けっして原村も例外ではありません。保育サービスなど、子育てと仕事の両立への支援にとどまらず、すべての子どもとその家庭への支援をめざします。

### （５）原村らしさの視点

原村は農産物や豊かな自然、伝統ある祭りなどたくさんの資源に恵まれた地域です。これらの原村らしい資源を子育て・子育ちに有効に活用したキャリア教育の推進を図ります。

## ３．基本目標

本計画では、前計画に引き続き、教育・保育、地域子育て支援事業の「量の見込み」とその確保方策について整理し、適切な量の教育・保育、地域子育て支援事業を展開していきます。

また、基本理念、基本的な視点に基づき、次の５つを基本目標とします。

**（１）子どもの健やかな成長を支えます**

**（２）「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します**

**（３）多様なニーズに応じた子育て支援を進めます**

**（４）みんなが子育てにかかわる村をめざします**

**（５）子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします**

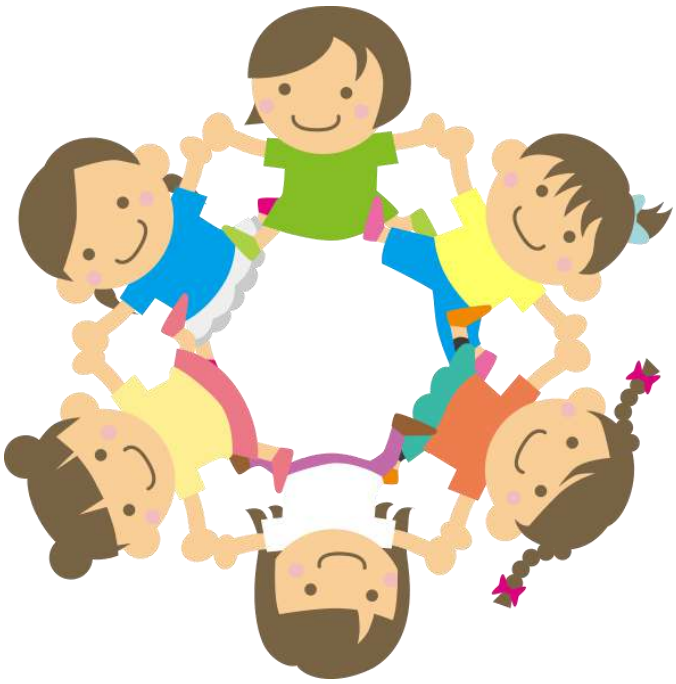

【基本理念】

## みんなで輪を持ち 子育て・子育ち応援のむら 原村

| | |
|---|---|
| **第４章**<br>■教育・保育、地域子育て支援事業の的確な実施 | （１）教育ニーズ（１号認定＋２号認定教育ニーズ）<br>（２）２号認定保育ニーズ<br>（３）３号認定（０歳児）<br>（４）３号認定（１、２歳児）<br>（５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　低学年）<br>（６）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　高学年）<br>（７）養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒）<br>（８）時間外保育事業<br>（９）一時預かり事業（在園児対象型）<br>(10)一時預かり事業　（在園児対象型を除く）<br>(11)病児・病後児保育事業<br>(12)ファミリー・サポート・センター事業<br>(13)子育て短期支援事業（ショートステイ事業）<br>(14)地域子育て支援拠点事業<br>(15)利用者支援事業<br>(16)乳児家庭全戸訪問事業<br>(17)養育支援訪問事業<br>(18)妊婦健康診査 |
| **第５章**<br>■各種施策の展開<br><br>基本目標１<br>子どもの健やかな成長を支えます | （１）妊娠出産における安心の確保と支援<br>（２）子どもの成長と発達への支援<br>（３）小児医療体制の推進<br>（４）「食」を通じた健康づくりの推進<br>（５）思春期における健やかな心身の育成 |
| 基本目標２<br>「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します | （１）「生きる力」を育む教育の推進<br>（２）次代の親づくりの推進<br>（３）郷土を愛する心の育成<br>（４）非行や児童虐待防止に向けた取組みの推進 |
| 基本目標３<br>多様なニーズに応じた子育て支援を進めます | （１）子育て支援サービスの充実<br>（２）子育て支援ネットワークづくりの推進<br>（３）保育サービス・放課後児童対策の充実 |
| 基本目標４<br>みんなが子育てにかかわる村をめざします | （１）親の子育て力の向上<br>（２）子育てへの関心の喚起と理解の推進<br>（３）住民と協働による子育て支援の取組み<br>（４）男性の子育てへの参加の促進<br>（５）働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進 |
| 基本目標５<br>子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします | （１）保護者と子どもの居場所づくりの推進<br>（２）子どもの安全の確保とやさしい環境づくり<br>（３）ひとり親家庭への支援<br>（４）障がいのある子どもへの支援<br>（５）子育て家庭への経済的支援<br>（６）いじめ防止の取組みの推進 |

# 第４章　教育・保育、地域子育て支援事業の的確な実施

令和元年の子ども・子育て支援法改正（幼児教育等の無償化）により、それまでの子どものための現金給付(児童手当)、子どものための教育・保育給付(教育・保育給付認定)に加え、子育てのための施設等利用給付が10月1日より施行となりました。この改正も鑑み地域子育て支援事業を的確に実施していきます。

## １．子ども数の推計

計画対象期間における子ども数の推計結果は次のとおりです。０～５歳の子どもの数はほぼ横ばい、６～11歳の子どもの数は令和５～６年にかけて増加が見込まれています。

| | 将来推計値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| ０歳 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| １歳 | 57 | 57 | 57 | 57 | 56 |
| ２歳 | 64 | 62 | 62 | 62 | 62 |
| ３歳 | 70 | 70 | 67 | 67 | 67 |
| ４歳 | 64 | 72 | 72 | 69 | 69 |
| ５歳 | 61 | 64 | 72 | 72 | 69 |
| ０～５歳 | 368 | 377 | 382 | 378 | 373 |
| ６歳 | 64 | 66 | 69 | 78 | 78 |
| ７歳 | 65 | 66 | 68 | 72 | 81 |
| ８歳 | 71 | 66 | 67 | 69 | 72 |
| ９歳 | 68 | 70 | 65 | 66 | 68 |
| 10歳 | 64 | 69 | 71 | 66 | 67 |
| 11歳 | 80 | 64 | 69 | 71 | 66 |
| ６～11歳 | 412 | 401 | 409 | 422 | 432 |
| 12歳 | 63 | 79 | 63 | 68 | 70 |
| 13歳 | 76 | 63 | 79 | 63 | 68 |
| 14歳 | 102 | 75 | 62 | 78 | 62 |
| 15歳 | 66 | 101 | 74 | 61 | 77 |
| 16歳 | 62 | 65 | 100 | 73 | 60 |
| 17歳 | 66 | 61 | 64 | 99 | 72 |
| 12～17歳 | 435 | 444 | 442 | 442 | 409 |
| ０～17歳 | 1, 215 | 1, 222 | 1, 233 | 1, 242 | 1, 214 |

※推計方法　コーホート変化率法

## ２．教育・保育提供区域

### （１）教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として教育・保育提供区域を設定します。

保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

### （２）区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用状況、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮した結果、本村では区域を、村全域の１区域に設定します。

## ３．量の見込み及び確保の方策

**●量の見込み設定についての考え方**

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、的確に教育・保育事業の提供が行えるよう、児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに「量の見込み（必要利用定員総数)」を定めます。

**●教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策**

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「幼児期の教育・保育施設の量の見込み（必要利用定員総数)」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

## （１）教育ニーズ（１号認定＋２号認定教育ニーズ）

子どもが満３歳以上で保育の必要性がない世帯（１号認定）、保育の必要性があるが、教育ニーズが高い世帯（２号認定教育ニーズ）

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果において１号認定となる子、２号認定で教育施設を選択する子を教育ニーズとして捉え、これを基に算出しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（１号認定） | | 14 | 18 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| ②量の見込み（２号認定教育ニーズ） | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ③計 | | 14 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 確保方策 | ④特定教育・保育施設（幼稚園・幼保園） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ⑤新制度未移行幼稚園 | 13 | 18 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | ⑥計 | 14 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差（⑥－③） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※実績の児童数は、村内の幼稚園のほか近隣の市にある幼稚園への通園児童を含む。

### 現状と確保方策

１号認定となりうる施設として村にはこひつじ幼稚園があります。施設型給付への移行は現在予定していませんが、子育てのための施設等利用給付費の対象園となります。

量の見込みがこひつじ幼稚園での定員を下回っているため、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （２）２号認定保育ニーズ

子どもが満３歳以上で保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

### 量の見込みの算出方法

実際の申込状況を加味し、量の見込みを算出しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①　量の見込み | | 160 | 166 | 174 | 178 | 175 | 173 |
| 確保方策 | ②特定教育・保育施設（保育園・認定こども園） | 160 | 163 | 172 | 176 | 173 | 171 |
| | ③認可外保育施設 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ④計 | 160 | 166 | 174 | 178 | 175 | 173 |
| 差（④－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

村内の公立保育園の２号認定者の定員は191人です。量の見込みが定員以内のため、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （３）３号認定（０歳児）

子どもが０歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果を基に算出したニーズ量全体から、育休を取得することが想定される世帯のニーズを差し引いた数値を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | | 平成 30 年度（実績） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 8 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 確保方策 | ②特定教育・保育施設（保育園・認定こども園） | 8 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| | ③地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤計 | 8 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 差（⑤－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

３号認定者（０歳児）の定員は９人です。量の見込みは定員以内のため、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

また、今後の０歳児増加に備え小規模保育所等についても検討します。

## （４）３号認定（１、２歳児）

子どもが１、２歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果を基に算出したニーズ量全体から、育休を取得することが想定される世帯のニーズを差し引いた数値を量の見込みとしました。

集計において、保護者の月平均労働時間が48時間以下になる世帯の保育ニーズは保育ニーズとしての集計には含めていません。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 41 | 52 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| 確保方策 | ②特定教育・保育施設（保育園・認定こども園） | 40 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | ③地域型保育 | 1 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | ④認可外保育施設 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ⑤計 | 41 | 52 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| 差（⑤－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

３号認定者（１、２歳児）の村の公立園の定員は40人です。ニーズ調査の結果を踏まえ、近隣市町の公立及び私立保育園や認可外保育施設の利用を加味し、ニーズに応じます。

また、今後の１、２歳児増加に備え小規模保育所等についても検討します。

## （５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　低学年）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業で、放課後子どもプラン推進事業の１つとして放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施しています。

### 量の見込みの算出方法

現在の利用状況及びニーズ調査結果を基にニーズ量を算出しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 49 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| ②確保方策　放課後児童健全育成事業（学童クラブ　低学年） | 49 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※登校日学童

※平成 31 年度実績：55 人

### 現状と確保方策

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は利用者が継続的に申し込む傾向にあることから、現在の利用状況及びニーズ調査結果をもとに推計しました。全般的に希望者の割合は減ってはいませんが、少子化が進行するなかで人数としては減少していくことが見込まれます。

申込者の受け入れにあたっては、低学年を優先的に受け入れており、今後も待機児童が生じないよう努めていきます。

休業日学童については登録が定員を上回っていますが、利用率が６割ほどと１日の利用者が定員を超えないため受け入れています。年々、登録、利用率とも増えているので、必要性の高い順から受け入れていきます。

## （６）放課後児童健全育成事業（学童クラブ　高学年）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業で、放課後子どもプラン推進事業の１つとして放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施しています。

### 量の見込みの算出方法

現在の利用状況及びニーズ調査結果を基にニーズ量を算出しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 19 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ②確保方策　放課後児童健全育成事業（学童クラブ　高学年） | 19 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※登校日学童

※平成 31 年度実績：13 人

### 現状と確保方策

令和元年度より、6年生まで入所を受けつけています。

高学年になるにつれ、学童クラブではなく原っ子広場を利用する傾向があり、あわせて今後の児童数の減少を踏まえ推計すると、登校日学童において待機児童はいない見込みです。

休業日学童については登録が定員を上回っていますが、利用率が6割ほどと1日の利用者が定員を超えないため受け入れています。年々、登録、利用率とも増えているので、必要性の高い順から受け入れていきます。

## （７）養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない障がい児に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業（茅野市、富士見町を加えた三市町村で事業者に委託し運営）

### 量の見込みの算出方法

長野県諏訪養護学校に通う児童及び生徒が対象で、現状から量の見込みを推計しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策　利用者支援事業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

これからも保護者のニーズに応えるため、茅野市、富士見町と連携して実施することで障がい児の放課後対策を推進していきます。

## （８）時間外保育事業　　※保育園における延長保育事業

保育短時間（８時間保育）利用児が早朝や１６時を超えて保育を行う事業

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果を基にニーズ量を算出しました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 34 | 40 | 41 | 42 | 41 | 41 |
| ②確保方策　時間外保育事業 | 40<br>1 か所 | 50<br>1 か所 | 50<br>1 か所 | 50<br>1 か所 | 50<br>1 か所 | 50<br>1 か所 |
| 差（②－①） | 6 | 10 | 9 | 8 | 9 | 9 |

### 現状と確保方策

時間外保育事業は、現在50人の受入れを可能としています。量の見込みが確保量を下回っているため、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （９）預かり事業　（在園児対象型）　※幼稚園における預かり保育事業

幼稚園在園児を対象とした預かり事業は、３歳児から５歳児の幼稚園児について、幼児教育時間開始前、終了後、長期休業期間を対象に提供される事業

### 量の見込みの算出方法

実績に基づき量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（１号認定） | 915 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 |
| ②量の見込み（２号認定） | | 750 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| ③計 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 |
| ④確保方策　預かり事業 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 |
| 差（④－③） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成 30 年度（実績）の量の見込み数値は、村外在住児童の利用も含む

### 現状と確保方策

既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （10）一時預かり事業　（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に預かり、保育を行う事業。現在の保育園における一時預かり事業

### 量の見込みの算出方法

過去３年間の利用実績の最大数をニーズ量として見込みました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 390 | 402 | 402 | 402 | 402 | 402 |
| 確保方策 | ②一時預かり事業（在園児対象型を除く） | 390 | 402 | 402 | 402 | 402 | 402 |
| | ③子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤計 | 390 | 402 | 402 | 402 | 402 | 402 |
| 差（⑤－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成 28 年度実績：402 人、平成 29 年度実績：402 人

### 現状と確保方策

既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （11）病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

### 量の見込みの算出方法

実績に基づき量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

**公立保育園の病児保育登録者**

単位：人

| | | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①　量の見込み | | 37 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 確保方策 | ②病児・病後児保育事業（病後児対応型） | 37 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | ③子育て援助活動支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④計 | 37 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 差（④－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**体調不良児対応型**

単位：人日

| | | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①　量の見込み | | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 確保方策 | ②病児・病後児保育事業（体調不良児対応型） | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | ③子育て援助活動支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④計 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 差（④－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

原村保育園において緊急時の対応として体調不良児対応型事業を職員室内で実施しています。また、登録制で病後児対応型にも対応しています。

## （12）ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし、ファミリー・サポート・センターを橋渡しに、さまざまな育児の手助けを行う事業

### 量の見込みの算出方法

過去３年間の利用実績の最大数をニーズ量として見込みました。

### 量の見込みと確保の内容

**補助事業分**

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | | | | 48 | 48 |
| ②確保方策　ファミリー・サポート・センター | | | | | 48 | 48 |
| 差（②－①） | | | | | 0 | 0 |

**単独事業分**

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 48 | 48 | 48 | 48 | | |
| ②確保方策　ファミリー・サポート・センター | 48 | 48 | 48 | 48 | | |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

※平成 28 年度実績：7 人、平成 29 年度実績：11 人

### 現状と確保方策

援助する会員の確保が必要であることから、子育て支援センター設置までに事業を周知し、会員の確保を進めながら事業を検討します。

それまでは、村の単独事業として原村社会福祉協議会に委託運営している有償ボランティアグループの「ねこの手サービス」で、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を募集して対応していきます。

## （13）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| ②確保方策　子育て短期支援事業 | 0 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 差（②－①） | 0 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

### 現状と確保方策

近年、村内もしくは近隣に親や親戚など頼ることができる人がいない世帯が増加傾向にあります。頼ることのできないひとり親などが、やむを得ず緊急的に養育できなくなった場合に、子どもを養育、保護できる宅幼老所とみさと、松本赤十字乳児院、児童養護施設つつじが丘学園と提携済みです。1施設につき10人日と仮定し、確保量を30人日としました。量の見込みが確保量を下回っているため、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

## （14）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### 量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

**１日の平均利用人数**　　単位：人

| | | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 確保方策 | ②地域子育て支援拠点事業 | | | | | 1 か所 12 | 1 か所 12 |
| | ③地域子育て支援拠点事業以外（子育てサロン） | 1 か所 12 | 1 か所 12 | 1 か所 12 | 1 か所 12 | | |
| | ④計 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 差（④－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

地域子育て支援拠点事業の補助事業は、週に３日以上、１日に５時間以上の子育てサロンを実施した場合補助対象となります。

現在週に３回（火・木・金曜日）、午前10時から12時までの２時間、村図書館の２階を借りて、地域子育て支援拠点事業以外の子育てサロンとして実施しています。

今後、子育て支援センター設置後には、補助事業に対応した子育てサロンの実施を目指します。

## （15）利用者支援事業

子どもやその保護者または妊娠している方が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行う事業

### 量の見込みの算出方法

現状から量の見込みを推計しました。

### 量の見込みと確保の内容

**補助事業**

単位：か所

| | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | | | | 1か所 | 1か所 |
| ②確保方策　利用者支援事業 | | | | | 1か所 | 1か所 |
| 差（②－①） | | | | | 0 | 0 |

**村単独事業**

単位：か所

| | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | | |
| ②確保方策　利用者支援事業 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | | |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

### 現状と確保方策

現在、総合窓口として家庭児童相談員を配置し、子どもやその保護者からの、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行う事業を実施しています。

また、必要に応じて妊娠している方の相談等は横の連絡を密にし、保健師等とともに相談・助言を行っています。また、現在は単独事業として実施していますが、今後、子育て支援センター設置後には、補助事業に対応した利用者支援事業の実施を目指します。

## （16）乳児家庭全戸訪問事業

原村で出生した全ての赤ちゃんのいる家庭を訪問し健康状態や生活の様子を確認して、育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業

### 量の見込みの算出方法

これまでの実績を踏まえ、各年度の出生推計値を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 50 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| ②確保方策　乳児家庭全戸訪問事業 | 50 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

保健師・助産師・家庭児童相談員を中心とし必要な時期に関われるよう、訪問・相談等を一貫して行い量の確保に対応します。

## （17）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行う事業

### 量の見込みの算出方法

これまでの実績を踏まえ、各年度の出生推計値の６％を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

**村単独事業**

単位：人

| | 平成 30 年度（実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| ②確保方策　養育支援訪問事業 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

現在、養育支援のための訪問活動を実施していますが、国の補助対象とならないため、村独自の財源にて実施しています。

今後も補助事業とはならなくとも、村単独事業として必要に応じて保健師が助産師や栄養士と一緒に訪問し、専門的、具体的な助言を行うとともに、継続して関わりながら量の確保に対応します。

## （18）妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業

### 量の見込みの算出方法

これまでの実績を踏まえ、各年度の出生推計値を量の見込みとしました。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人

| | 平成30年度（実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 50 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| ②確保方策　妊婦健康診査事業 | 50 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### 現状と確保方策

平成30年度実績は、50人です。今後においても健康診査事業を行っていくための確保は可能です。母子手帳交付時に、受診の必要性や受診券の使い方を説明し量の見込み確保に対応します。

村では、里帰り出産等のために契約外の県外の病院受診においても費用の助成ができるよう、請求書を提出していただければ償還払いにより健診費用をお支払いしています。すべての妊婦さんが安心して出産できる体制を整えます。

原村全体の数値計画（補助事業分）は以下のとおりです。

| | | | 単位 | 数値区分 | 量の見込と確保状況（各年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 教育・保育 | 教育ニーズ（1号認定+2号認定教育ニーズ） | | 人 | 見込値 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | | | 確保量 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2号認定保育ニーズ | | 人 | 見込値 | 133 | 141 | 144 | 142 | 140 |
| | | | | 確保量 | 133 | 141 | 144 | 142 | 140 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3号認定 | 0歳 | 人 | 見込値 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| | | | | 確保量 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1、2歳 | 人 | 見込値 | 52 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | | | | 確保量 | 52 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 人 | 見込値 | 61 | 60 | 60 | 59 | 59 |
| | | | | 確保量 | 61 | 60 | 60 | 59 | 59 |
| | | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | 単位 | 数値区分 | 量の見込（各年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 放課後児童健全育成事業 | 学童クラブ　低学年 | 人 | 見込値 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 学童クラブ　高学年 | | 見込値 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 計画値 | | 確保量 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 計 | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養護学校学童クラブ事業（養護学校児童生徒） | | 人 | 見込値 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 確保量 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 時間外保育事業 | | 人 | 見込値 | 40 | 41 | 42 | 41 | 41 |
| | | | 確保量 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | | | 差 | 10 | 9 | 8 | 9 | 9 |
| 預かり事業（在園児対象型） | 1号・2号認定による利用 | 人 | 見込値 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 |
| | | | 確保量 | 915 | 915 | 915 | 915 | 915 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | | 人 | 見込値 | 402 | 402 | 402 | 402 | 402 |
| | | | 確保量 | 402 | 402 | 402 | 402 | 402 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）、子育て援助活動支援事業 | | 人日 | 見込値 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | | | 確保量 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | | 人 | 見込値 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| | | | 確保量 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | | 人 | 見込値 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | | | 確保量 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | | 差 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 地域子育て支援拠点事業 | | 人 | 見込値 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | | 確保量 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者支援事業 | | か所 | 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 確保量 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | 人 | 見込値 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| | | | 確保量 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養育支援訪問事業（村単独事業） | | 人 | 見込値 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | | | 確保量 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 妊婦健康診査 | | 人 | 見込値 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| | | | 確保量 | 52 | 52 | 52 | 51 | 50 |
| | | | 差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

# 第５章　各種施策の展開

## 基本目標１　子どもの健やかな成長を支えます

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境づくりは重要な課題です。

母子保健サービスを通じて子どもの発達の確認や、疾病の早期発見を行うとともに、育児相談や仲間同士の交流の場の提供など子育て支援も合わせて行っています。乳幼児健診の受診率はほぼ100%と高くなっています。

安心して妊娠、出産を迎え、安心して子育てができるようにするためには、妊娠期からの継続的な支援が重要であることから、出産・子育ての不安解消に役立つサービスの充実や、かかりつけ医の推進、急病時対応の医療機関の情報提供などの充実が必要です。

また、心身ともにバランスのとれた健やかな子どもを育成するためには、乳幼児期から健全な生活習慣を確立することが大切であり、健康診査や健康相談などによるチェック体制と適切なアドバイスも重要であることから、「食」を通じた健康づくりや思春期における心と体の健康づくりとともに、継続して実施していくことが必要です。

### （１）妊娠出産における安心の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、役立つ情報の提供などを行うとともに、これからの子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

（現状：平成30年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠、出産及び育児に関する情報を提供します。 | 継　続 | 交付件数 39 件 |
| 妊婦一般健康診査 | 妊娠中の健康状態と胎児の成育状態を確認するため、妊婦一般健康診査受診票を交付し、基本健診、追加検査（超音波検査等）を公費負担します。 | 継　続 | 交付件数 878 件<br>（対象者 57 人） |
| 母親学級 | 妊娠前期と妊娠後期のコースで妊婦とその夫を対象に、出産準備教室として正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場を提供します。 | 継　続 | 参加者数<br>前期コース 12 組<br>後期コース ７組<br>年６回開催 |
| 妊産婦訪問 | ハイリスク妊婦や産婦に対して訪問を実施します。 | 継　続 | 産婦 23 人<br>（新生児訪問時） |
| 不妊治療への支援 | 不妊治療を受けた方に対して治療費の一部を助成します。 | 継　続 | 助成者数１人 |

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 不育症治療費助成 | 安心して出産できる環境を整えるとともに、少子化対策の充実を図るために助成を行います。 | 平成 30 年度より | 助成件数 0 件 |
| 産後ケア事業 | 出産後の育児に対する不安を軽減し、出産後の母体を保護し、母子の健康保持と子育ての充実を図る目的に助成を行います。<br>【宿泊型】出産の日から 4 月未満の期間内で、日数は 7 日以内。金額は 1 日当たり上限 18,000 円を助成します。<br>【通所型】出産の日から 4 月未満の期間内で、日数は 7 日以内。金額は 1 日当たり上限 7,000 円を助成します。<br>【助成券】出産の日から 1 年 6 ヵ月 0 日以内に利用できる利用券を 3 枚発行しています。 | 宿泊型・通所型：令和 2 年度より<br>助成券：平成 29 年度より | 助成券<br>利用者 40 人<br>利用件数 81 件 |
| 産婦健康診査事業 | 産後うつの予防など産後の切れ目のない子育て支援を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産間もない時期に産婦に対する健康診査を公費負担します。 | 平成 31 年度より | ― |

## （2）子どもの成長と発達への支援

子どもの健やかな成長と親の子育て不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などに努めます。そして、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 新生児訪問 | 新生児と保護者を対象に、保健師と家庭児童相談員が自宅に訪問し、発育や育児等の相談に応じます。 | 継　続 | 延べ訪問件数<br>23 件 |
| １歳児訪問 | 満１歳児と保護者を対象に、民生委員児童委員が自宅に訪問します。 | 継　続 | 訪問件数<br>60 件 |
| ２歳児訪問 | 満２歳児と保護者を対象に、保健師が自宅に訪問し、育児等の相談に応じます。 | 継　続 | 訪問件数<br>54 件 |
| 乳児健診 | ４・７・10 か月の乳児に対して小児科診察、栄養相談、育児相談を実施します。 | 継　続 | 受診率<br>４か月　98%<br>７か月　98%<br>10 か月　95% |
| 乳児一般健康診査 | 乳児一般健康診査受診票を交付し、１回を公費で負担します。 | 継　続 | 交付件数　38 件 |
| 乳児股関節脱臼検診 | ３～５か月児に対して、整形外科診察を実施します。 | 継　続 | 受診率　100% |

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 幼児健診 | １歳６か月と３歳児を対象に身体測定、内科健診、歯科検診、栄養相談、育児相談を実施します。 | 継　続 | 受診率<br>１歳６か月 100%<br>３歳児　　98% |
| 歯科検診 | ２歳と２歳６か月児を対象に歯科検診、栄養相談、育児相談を実施します。 | 継　続 | 受診率<br>２歳児　　91%<br>２歳６か月　98% |
| 母乳学級 | 母乳で育児をしている方を対象に助産師による母乳育児に関する相談を行います。 | 継　続 | 開催回数 年 12 回<br>延べ参加者数<br>41 人 |
| 育児相談 | 乳幼児の保護者を対象に発育、発達、栄養や食事、子育てに関する相談を行います。 | 継　続 | 開催回数 年 12 回<br>延べ参加者数 244 人 |
| ２か月児相談 | ２か月児と保護者を対象に身体計測、母乳相談、予防接種等の説明を行います。 | 継　続 | 開催回数 年 12 回<br>延べ参加者数 44 人 |
| 離乳食教室 | 乳児の保護者を対象に調理実習や離乳食に関する相談を行います。 | 継　続 | 開催回数 年 12 回<br>延べ参加者数<br>86 人 |
| むし歯予防教室 | ２歳児歯科検診受診者と未就学児を対象に歯科衛生士による歯科相談を実施します。 | 継　続 | 開催回数　年４回<br>延べ参加者数<br>28 人 |
| ３歳児のびのび教室 | ３歳になるお子さんとその保護者を対象に少人数での課題遊びや情報交換等を行います。 | 継　続 | 開催回数 年 10 回<br>延べ参加者数<br>94 組 |
| 予防接種 | 感染症の予防を図るため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施するとともに、予防接種促進のための啓発を行います。 | 継　続 | Ｂ型肝炎<br>ヒブ<br>小児肺炎球菌<br>四種混合<br>二種混合<br>ＢＣＧ<br>麻しん風しん<br>水痘<br>日本脳炎<br>子宮頸がん |
| 児童のことばの相談 | 吃音や不明瞭な発音、ことばの理解等が心配な未就学児を対象に言語相談員による相談等を実施します。 | 継　続 | 開催回数 年 53 回<br>（延べ 175 人） |
| 子育てハンドブックの作成・配布 | 子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布します。 | 継　続 | ８月に改訂版を作成・配布 |
| 原村誕生会 | お子さんの健やかな成長を願い、ファーストブックと記念品の贈呈、記念撮影を行います。 | 継　続 | 開催回数　年２回 |

## （3）小児医療体制の推進

子どもの病気や事故に迅速かつ適切に対応するため、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図ります。諏訪地区小児夜間急病センターの利用を促進し、小児救急医療体制の充実を推進していきます。

また、子育て家庭の医療費負担を軽減するために、可能な限り現行の範囲（ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く）を対象に福祉医療制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| かかりつけ医の推進 | 新生児訪問時に、保健師が身近に予防接種など相談できる小児医療機関の情報提供を行います。 | 継　続 | 新生児訪問時に実施 |
| 医療に関する情報提供 | 医療機関の情報を収集し、情報提供の機会の拡充を図ります。特に、夜間・休日当番医の情報を提供します。 | 拡　充 | 役場宿日直<br>ホームページ<br>広報「はら」<br>原消防署 |
| 子ども医療費特別給付金 | 満 18 歳の学年末までの児童を対象に医療保険により支払った自己負担額を支給します。<br>平成 30 年 8 月から受給者証による現物給付化が始まりました。 | 継　続 | 対象年齢<br>満 18 歳の学年末まで<br>所得制限　なし<br>27,929 千円<br>（県・村含む） |

## （４）「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 乳幼児健診・育児相談を通じた情報提供、栄養指導 | （再掲）52 ページ<br>基本目標１の（２）参照 | | |
| 保育所、学校における情報提供 | 園だよりや給食だより、献立表を通じて、保護者に対する栄養指導や「食」に関する情報提供をします。また、給食の試食会を実施します。 | 継　続 | 園だより・給食だより・保育所<br>各　年 12 回 |
| 特色のある自校（園）給食 | 栄養バランスのとれた食生活を送り健康な心身の成長を推進するため、保育所、学校において関係団体と連携し地元食材を活用した郷土食など、創意工夫をした献立で食欲をそそるような給食を提供します。また、アレルゲン対策を講じ、安心安全でおいしい給食を提供します。 | 継　続 | 原っ子保健委員会で給食の献立に関する情報交換を実施<br>保育所や小・中学校において地元食材を活用した給食、アレルゲン対策を実施 |

## （５）思春期における健やかな心身の育成

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心とからだの健康づくりに向けて、専門相談員の確保による相談体制の充実を図り、問題解決に向けての取組みを強化します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 児童生徒・家庭・教育相談 | １８歳未満のお子さんについて、学校生活や、虐待、家庭でのこと等、悩んでいることや心配なことについてのご相談に応じます。直接顔をあわせて（来館・訪問）の相談はもちろん、電話やメール等にて、家庭児童相談員や家庭教育相談員、教育指導主事が対応します。<br>併せて、お子さんに対して相談窓口についての告知を行います。 | 新規 | |
| 教育相談 | 青少年や保護者の教育上の悩みや、課題を取り除くための相談を実施します。気軽に相談しやすい環境を整え、窓口の明確化と関係機関のネットワークの充実を図ります。 | 継　続 | 教育委員会や小中学校で随時相談受付 |
| 不登校児童・生徒支援事業 | 不登校児童・生徒の思いや願いに寄り添い関係職員による家庭訪問や相談活動等により、社会的自立の力を育むことを目指します。<br>原中学校中間教室に加え令和元年度からは原村中間教室を開設しました。これらと民間団体（フリースクール）等との連携により、児童・生徒の学びの場を保障すると共にその充実を図ります。 | 継　続 | 中学校・教育委員会子ども課の 2 か所で中間教室実施 |
| 心や体の相談窓口 | 原っ子保健委員会と連携し、子どもの SOS の出し方の周知に努めます。<br>児童のみならずその保護者も対象とした相談窓口を設置し、住民の心の健康を推進します。 | 継　続 | 保健センターに設置し、実施 |

## 基本目標２　「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを応援します

近年、核家族化など家族形態や生活様式の変化にともない、子どもたちが世代を越えて生きる知恵を学ぶことが難しくなっています。

また外遊びの減少などにより遊びを通して体験しながら自ら工夫・創造することを学ぶ機会が少なくなっています。

一方でこれからますます変化を遂げていく社会の中で、子どもたちが自発的に生きていくためには、自分で課題を見つけ、自ら学び、自らが考え、主体的に判断し解決する力、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などが求められています。

豊かな自然環境という原村の持つ素晴らしい財産を生かし、自然と触れ合いながら行う体験学習を通して自由な発想力や自主性を育み、生きる力を養います。

また地域の方々との連携を図りながら地元の産業や地域の魅力などについて学び、ふるさとに誇りと愛着を持てる子どもの心を育みます。

そしてこれから親となる世代が子育てや家庭の大切さについて理解を深め、将来子どもを生み育てたいと思えるように啓発や学習の機会の場を提供します。

## （１）「生きる力」を育む教育の推進

総合的な学習や地域での体験的な学習、人権や福祉教育などの心の教育を通じて、健やかな心とからだを育む学習の場を充実します。また、主体的に活動できる環境を提供し、自由な発想力や自主性を育み、生きる力を育みます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 総合的な学習の時間の充実 | 学校における総合的な学習の時間などで、地域の人材や素材を活用しながら子どもの主体性やさまざまな課題を解決する力を育成します。 | 継　続 | 学年やクラスごとにテーマを設けて実施 |
| 体験的な学習の充実 | 地元の方々の協力を得て地域の食文化、伝統文化、産業、自然などについて体験しながら学ぶことで自由な発想力や自ら考え行動する力を養います。 | 継　続 | ジュニア教室<br>開催回数<br>年 20 回 |
| 地域での子育て推進 | 地区子ども会活動を通じて体験活動や異年齢の交流を図り、地域の行事などから伝統文化のよさや大切さを体験する機会の充実を図ります。また、自然体験などを通じて創造力を伸ばし、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。 | 継　続 | 地区子ども会<br>13 団体<br>開催回数<br>年 32 回 |
| 人権教育の充実 | 児童生徒の発達段階に応じて、人との交わりから思いやりや助け合いの心を育て、お互いの良さを認め合う心を育てる教育を推進します。 | 継　続 | 授業の時間のみならず、日常生活の中で機会を通じて人権教育を推進 |
| 福祉教育支援 | 社会福祉協議会への委託により、小学校・中学校において高齢者・障がい者理解のための専門職を講師に招き、学習の機会を提供しています。 | 継　続 | 中学校６回<br>小学校２回 |
| ボランティア体験（サマーチャレンジ） | 社会福祉協議会への委託により、ボランティアの正しい理解と関心を深める目的で７月から９月の夏休みに施設や団体の協力を得て、対象の小学生以上がボランティア体験しています。 | 継　続 | 協力施設等<br>１０施設<br>３団体<br>参加者５９名 |

## （２）次代の親づくりの推進

これから親となる世代が将来子どもを生み育てたいと思えるように、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 思春期体験学習事業 | 中学生による総合学習や職業体験の機会を活用し、園児との交流や保育体験を通じて乳幼児に接する機会の充実を図るとともに、命の尊さや子どもの大切さを学ぶ機会を提供します。 | 継　続 | 保育体験<br>乳幼児との交流 |

## （３）郷土を愛する心の育成

地元の方々を講師に迎え、地元の産業や伝統文化、豊かな自然環境など地域の魅力について体験を通じて学ぶことで、ふるさとに誇りと愛着を持ち自己肯定感を高め、将来地域のために活躍できる子どもを育てます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 郷土愛を育む学習（原村学）の推進 | 豊かな自然環境や伝統文化、地域の産業など原村の魅力について地元の方々の協力を得ながら体験的に学び、郷土に対する愛着と誇りを醸成します。 | 継　続 | 学年やクラスごとにテーマを設けて実施 |
| 体験的な学習の充実 | ジュニア教室では地元の方を講師に迎え、自然体験や農業体験、地元の食などについて学ぶことでふるさとの良さを理解し、郷土愛を深めます。 | 継　続 | ジュニア教室<br>開催回数<br>年 20 回 |
| 地域での子育て推進 | 地区子ども会活動を通じて体験活動や異年齢の交流を図り、地域の行事などから伝統文化のよさや大切さを体験する機会の充実を図ります。また、自然体験などを通じて創造力を伸ばし、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。 | 継　続 | 地区子ども会<br>13 団体<br>開催回数<br>年 32 回 |
| 地区連携による集い場 | 社会福祉協議会への委託により、子どもから高齢者まで世代を超えた交流の場を、地区民生児童委員や区長、地域ボランティア等の協力で、学習・食事。遊び等の集いを、各地区の状況により連携して開催します。 | 継続 | ５地区にて実施 |

## （４）非行や児童虐待防止に向けた取組みの推進

子どもの命や人権が尊重されるように、子どもの人権に対する認識を深めるための啓発を行います。また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的かつ効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層取組みます。

また、地域のボランティアとの連携により非行や犯罪防止を図ります。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 原村要保護児童対策地域協議会 | 児童虐待や非行に関する諸問題について、福祉、教育、医療、地域、警察等関係機関の連携体制を構築し、情報共有、支援方法の協議、支援のための連携調整及び啓発活動を実施し、早期発見や迅速な対応を図ります。 | 継　続 | 個別ケース会議<br>随時開催<br>実務者会議<br>定例会年４回<br>協議会<br>定例会年１回 |
| 地域での非行防止 | 保護司・更生保護女性会により、犯罪や非行のない明るい地域者会実現に寄与いただいています。 | 継続 | 社会を明るくする運動 |

## 基本目標３　多様なニーズに応じた子育て支援を進めます

少子化や核家族化が進み、子育て家庭においては地域とのつながりが弱まる傾向にあることから、本村においても、社会から孤立した中で子育てが行われることが予想されます。

そうした状況の中で、子育ての情報を「インターネット」や「SNS」などから入手する人が増えています。しかし、こうした情報は信頼性に欠ける場合も多く、安心を得るはずの情報がかえって親の混乱や不安を招くケースもあります。親が安心して子育てができるように気軽に相談できる機会を頻繁に持ち、その際適切な情報を提供して行きます。その相談機会の情報を入手しやすいようにすることが大切です。

また、本村では保育所の利用が多くなっていますが、保育所に限らず多様なサービスを希望する声があがっています。

こうした状況から、“子ども・子育て支援センター”設置により、身近な場所で気軽に立ち寄り相談し、親子や親同士が集い、育児疲れのリフレッシュができるように、地域における子育て支援サービスを充実して行くとともに、働く親等が利用しやすいように、多様なニーズに対応できるサービスを提供していくことが重要です。

## （１）子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者のさまざまな悩みや負担の解消ができるように、家庭児童相談員・家庭教育相談員・教育指導主事の３名体制で、身近なことから専門的な内容まで幅広い相談に対応するとともに、身近な場所で親子同士の交流や情報交換ができる場の充実を、一層図っていきます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 子ども・子育て支援センター事業 | 総合的な子育て支援の拠点施設として建築計画を進め、オープン後は子育てに関する情報提供、相談、育児支援、学習会、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。 | 継　続 | 子ども子育て支援センター検討委員会<br>３月答申 |
| 子育てサロン事業 | 主に０～３歳の児童と保護者が気軽に交流や情報交換ができ、子育ての相談にも対応できる場の提供をします。 | 継　続 | 毎週火・木・金曜日の図書館開館日に開催 |
| 児童生徒・家庭・教育相談 | 各年齢に応じた相談員を配置し、切れ目のない支援体制を充実させます。<br>家庭児童相談員：１名<br>家庭教育相談員：１名（令和元年度から）<br>教育指導主事：１名（平成３０年度から） | 拡　充 | 相談員を配置し常時相談を受け付けます。 |
| 保育所・幼稚園での地域子育て支援事業 | 保育所及び幼稚園で、保護者間の交流ができる機会の充実を図ります。 | 継　続 | 公立保育所１ヶ所<br>交流サロン等<br>私立幼稚園１ヶ所<br>つぼみの会等 |
| 幼稚園教育の充実 | 幼稚園教育の基本に基づき、健康かつ安全で幸福な生活を送るための基本的生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培い、人への愛情や信頼感を育む教育を推進します。 | 継　続 | 年齢満３～５歳の就学前の幼児期の教育機関<br>満３歳の年度当初からの入園を実施 |

## （２）子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援情報の一元化や総合的な拠点づくりを進めるとともに、子育て支援に取り組む関係機関相互の連携を深めるためのネットワークづくりを推進し、効果的なサービスの提供に努めます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 子育て支援ネットワーク | 地域における子育て支援のため、子育てに関する関係機関や各種団体の連携を深めるネットワークを構築し、子育て支援事業の自主的な推進を図ります。また、子育てボランティアの養成をするなど、村内の支援体制の整備を図ります。 | 継　続 | 子育て関係団体<br>母子愛育部会等 |

## （３）保育サービス・放課後児童対策の充実

保育サービス等への新たなニーズを踏まえ、保育所における一時保育や幼稚園における預かり保育の実施、児童クラブ（学童保育）の拡充など、利用しやすいサービスの提供を図ります。また、保育サービス等の質の確保・向上を図るため、サービスの情報提供や評価、指導者の質の向上に向けた取組みを進めます。

また、保護者の病気や緊急時、子育てのリフレッシュ時など、家庭の子育てを総合的に支援します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 通常保育事業 | 保育の必要性の認定を受けた乳幼児を中心に保育所で預かります。また、保護者からの申請に基づき広域保育も実施します。 | 継　続 | 公立１園<br>定員 240 人<br>月～土曜日<br>8:00～19:00 |
| | 通常保育のうち、０～２歳児の未満児保育を実施します。 | 継　続 | |
| 短時間保育認定者の延長保育事業 | 短時間保育（８時間：午前８時から午後４時）を超えて３時間延長（午後７時まで）して保育を実施します。 | 継　続 | 公立１園<br>16 時から 19 時実施 |
| | 通常保育時間前の 30 分間の保育を実施します。 | 継　続 | 公立１園<br>延利用者 387 人 |
| 一時保育事業 | 保護者の都合により一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育所で１日または半日単位で保育します。 | 継　続 | 公立１園<br>延利用者 390 人 |
| 障がい児保育事業 | 障がいのある子どもの地域生活を支援するために、集団保育を通じて発達の促進と家庭への支援を行います。 | 継　続 | 公立１園 |

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 病児保育事業 | 体調不良児童に対し、医師の診断の上、通常保育時間まで保育所で保育を行い、就労家庭の支援を行います。<br>また、保育中に与薬が必要な児童に、保護者に代わり与薬を行います。<br>さらに、専属の看護師が応急処置や予防等を行います。また、地元医師会等に協力を仰ぎ、病後保育についても実施できる方向で検討します。 | 継　続 | 公立１園<br>（体調不良児対応型）<br>登録児童数 46 人<br>与薬　　延 99 人<br>受診　　延３人<br>応急処数等<br>延 3,998 人 |
| 保育サービスに関する質の向上 | より多様かつ質の高いサービスの提供に向けて、原村保育園では、保育士研修を実施するとともに、利用者の要望・苦情等に係る窓口を設置します。 | 継　続 | 公立１園 |
| 学童クラブ事業 | 保護者等の就業による放課後の児童の保護と健全育成を図るための生活の場を提供し、仲間づくりや生活指導を行います。<br>さらに、支援を必要とするお子さんの受け入れも行っています。 | 継　続 | 学校登校日<br>公営１ヶ所<br>定　員 70 人<br>登録者 68 人 |
| | | 継　続 | 学校休業日<br>公営１ヶ所<br>定　員 70 人<br>登録者 113 人 |
| 子育て支援短期入所事業 | 保護者の方が病気・出産・介護・冠婚葬祭などの理由で、宿泊を伴う託児先が必要になったとき、親族等の支援が得られない場合に、村が委託した福祉施設でお子さんをお預かりします。 | 継　続 | 利用者なし |

昔は、地域の人々のつながりが密接であったため、家庭、地域、学校などさまざまな場面で多くの大人がかかわり、子どもを育ててきました。他の自治体から比べれば、地域の人々のつながりは保たれていますが、価値観の変化や個人情報の問題等の影響により、近年は地域関係が希薄化傾向にあり、地域での助け合いや見守り機能が低下している状況がうかがえます。

このような子育てを取り巻く環境の変化は、子育てに不安をもつ保護者や新たな支援を求める保護者を増加させており、子育て支援に対するニーズは多様化かつ増大し、行政サービスだけでは子育て家庭のニーズに十分対応していくことが困難になっています。

本村では、子育ての経験者のある中高年層や高齢者も多いことから、こうした住民の協力を得て、昔のような温かい人間関係による助け合いや見守り機能を回復させて行くことが重要です。

子どもは「地域の宝」という認識をもち、住民全体で子育てを支えていくことの重要性についての理解を深めていくとともに、住民の協力による子育て支援サービスや地域での見守り活動など、行政サービスを補完する地域での子育て支援や、住民との協働による子育て支援の取組みを充実させて行くことが必要です。

本来、家事や子育てなどの家庭生活の責任は、家族を構成する者全員で担うことが大切です。実際、女性の社会進出が進んでおり、男女がともに社会活動を担いつつ、子育てと家事を行う環境づくりが重要となっています。

近年では、男性が子育てをする姿は確実に増えていますが、男性の子育てへの参加は十分とは言えない状況です。依然として子育ての役割は女性に委ねられているケースが多いと推測され、家事や仕事などを含めると、女性は二重、三重の負担を抱えていることが考えられます。子育てをはじめとする家庭における女性のさまざまな負担を軽減するためにも、男性が本来果すべき役割を担うことが大切です。

また、男性の子育てのかかわりが希薄である背景として、仕事優先の働き方が指摘されています。実際に、男性の育児休業の取得率は極めて低く、さらに社会経済が低迷する中で、長時間労働や休日労働など以前に増して働く環境が厳しい状況にあり、子どもとふれあう時間がとりにくい状況もみられます。子育て家庭においても共働き家庭が増えるなかで、男女ともに子育てと両立できる働き方が重要であることから、保護者の働き方の見直しとともに、子育てに理解のある職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進することが必要です。

## （１）親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育園や幼稚園、学校、中央公民館において必要に応じて家庭教育に関する支援や啓発を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、幼少期からの家庭における親子のふれあいの充実を推進します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 子育てに関する学習機会の充実 | 社会教育の中で家庭教育として行われている「子育て広場あひるクラブ」、就学前の子どもを持つ保護者を対象とした「子育て塾」や講演会の開催の充実を図ります。 | 継　続 | あひるクラブ<br>開催回数年 12 回<br>子育て塾<br>開催回数　年５回 |
| 参加保育 | 三歳以上児の保護者が子どもと一緒に遊び、子どもとの関わり方を学びます。<br>保育士体験をしながら保育園の生活を知ることができます。お父さんの参加が増えています。 | 継　続 | 参加保育年 10 回<br>各家庭１名１回は参加 |
| 親子のふれあいの推進 | 家庭での絵本の読み聞かせ等により、幼少期からの親子のふれあいを充実させることで、子どもの心の健やかな成長を図ります。 | 継　続 | ファーストブック事業（６ヶ月～　１歳対象の村誕生会の記念品として絵本を贈呈）<br>セカンドブック事業（３歳児へ絵本の贈呈） |
| 家庭教育支援事業の充実 | 中央公民館による保育所、小・中学校ＰＴＡの家庭教育講演会の講師派遣や情報提供を行い、サポート体制の充実を図ります。また、テーマに沿った家庭教育の啓発事業や関係機関との連携を通じて、家庭教育の充実を図ります。 | 継　続 | 講師派遣 |

## （２）子育てへの関心の喚起と理解の推進

住民全体で子育てを見守り支えていけるように、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための意識啓発を進めます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 住民への子育て意識の啓発 | 少子化による将来への懸念や社会全体での子育て支援の取組みの必要性について、理解や認識が深められるようあらゆる機会を通じて住民に対する広報・啓発を進めます。 | 継　続 | ＰＴＡや地区子ども会育成会などの活動を通じて実施 |
| 住民と子どもの日常的なふれあいの推進 | 小・中学校におけるあいさつ運動等の実施により、住民と子どもの日常的なふれあいを推進します。 | 継　続 | 小・中学校におけるあいさつ運動の推進 |
| ふれあい保育 | ・地域の老人クラブの方とジャガイモの植え付け収穫、カレー会を行っています。<br>・農業実践大学校の生徒とサツマイモの苗植え、収穫、やきいも会を行っています。<br>・更生保護女性会の方と入園後 1 週間年少クラスにてふれあいを行っています。 | 継　続 | 年 3 回 6～8 名参加<br>年 3 回 6～8 名参加<br>5 回　1 日 3 名参加 |

## （３）住民と協働による子育て支援の取組み

子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、住民と協働による子育て支援の取組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児に関するサービスを受けたい人と行いたい人が会員となり、お互いに助け合う会員組織で、相互援助活動を行えるよう支援します。また、子育て支援センターの設置を計画し事業がスムーズに推進できるよう検討します。 | 継　続 | ねこの手サービスの活用<br>登録３人<br>48 回、74 時間 |
| 子育てボランティアの育成・支援 | 社会福祉協議会と連携して、子育てを含むボランティアの育成・支援を行います。 | 継　続 | 社会福祉協議会への委託事業として実施 |
| 里親推進 | 里親の理解と、里親登録推進を図ります。 | 新規 | |

## （４）男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加を積極的に促進するため、男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を進めます。また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実し、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 母親学級 | （再掲）５０ページ<br>基本目標１の（１）参照 | | |
| 男女共同参画意識の普及 | 男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及を図ります。 | 継　続 | 男女共同参画計画の策定 |
| 男性が参加しやすいイベントの開催 | 「公民館講座」や「原村保育園の参加保育」を利用して、男性が参加しやすいイベントを開催し、男性の子育てへの参加促進を図ります。 | 継　続 | 乳児の健診や予防接種等には参加が見えるものの行事への参加は少ないのが現状 |

## （５）働き方の見直しと子育てしやすい職場環境づくりの推進

男女ともに職業生活と家庭生活のバランスのとれた働き方ができるように、労働者に対して労働関係法の周知や啓発、再就職などの就業支援を行います。また、子育てしやすい職場づくりを促進するため、企業に対して理解と協力を求める啓発をします。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 仕事と家庭の両立のための広報・啓発・情報提供 | 労働関係法、育児休業法、など各種法制度の広報・啓発や、育児休業の取得促進、働き方の見直しについての意識啓発を進めます。 | 継　続 | 男性の育児休暇の取得は非常に少ない現状にあり対応に苦慮している現状 |

## 基本目標５　子育て家庭が安心して暮らせる村をめざします

子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、子どもがのびのびと活動できる環境づくりやすべての子育て家庭が安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

子どもの遊び方や過ごし方は、塾や習い事等によるゆとりの時間の減少、テレビゲームやインターネットなどの間接的な遊びの増加などにより大きく変化しています。このまま少子化傾向が続くと、ますます子ども同士のふれあいも減少してしまうことが予想されるため、直接的な体験や遊びを通して培われるべき社会性や協調性、豊かな表現力や想像力などが十分養われないなど、子どもの成長に与える影響が懸念されます。

子どもの心身の成長において、日常的な遊び場や体験活動は必要不可欠です。身近な地域において親子や子ども同士がふれあい、さまざまな体験ができる保護者と子どもの居場所作りを推進していくことが重要です。

また、ニーズ調査の結果によると、子育て環境をよくしていくために重要な事項として、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」に関して半数以上の人が課題としてあげており、子育て家庭が、生活しやすいように、子どもが安全に移動できる環境を整備していくことも大切です。

そして、すべての子育て家庭が安心して暮らしていけるように、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭、在留外国人家庭への支援も重要となっています。

さらに、子育てにおける経済的な負担を感じる声が以前から多いことから、子育て家庭への経済的な支援も必要となっています。

## （１）保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育園や幼稚園をはじめ、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域や学校との連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| こども・子育て支援センター事業 | （再掲）６１ページ<br>基本目標３の（１）参照 | 継　続 | 子ども子育て支援センター検討委員会<br>３月答申 |
| 子育てサロン事業 | （再掲）６１ページ<br>基本目標３の（１）参照 | 継　続 | 毎週火・木・金曜日の図書館開館日に開催 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 放課後の子どもの安全・安心な活動場所を設け、遊びや勉強、スポーツなどを楽しみながら有意義に過ごせる居場所を提供します。 | 継　続 | 公営１ヶ所<br>登録者数 227 人 |
| 図書館事業 | 子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を充実させるため、児童書と青少年向け図書の充実を図ります。あわせておたのしみ会やおはなし会などを開催し、親子が一緒に本に親しみながら触れ合える空間を提供します。 | 継　続 | 予算の範囲内で計画的に購入<br>お楽しみ会７回<br>おはなし会等<br>８回<br>園児への読み聞かせ７回 |
| 社会体育事業 | 社会体育館をはじめとする村内スポーツ施設で子どもたちも利用しやすい施設の充実や、少年スポーツ教室、社会体育館の無料開放の充実を図り、子どもから大人までが楽しみながら体力づくりや交流ができる場所を提供します。 | 継　続 | 少年スポーツ教室 73 回 |
| 公民館地区館・分館の活用 | 各地域で行われる行事や地区子ども会活動の拠点施設としての活用を図り、親子の触れ合いや地域住民の交流を促進します。 | 継　続 | 地区館・分館事業<br>年 18 回 |
| 集いの場「おいでなして原宿」の活用 | 社会福祉協議会へ委託し、子ども服交換会やお話し会等を行い、親子が気軽に集まれる場所とします。また、高齢者等との触れ合いの場としても活用できるよう工夫していきます。 | 新　規 | |

## （2）子どもの安全の確保とやさしい環境づくり

子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。また、子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取組みを推進します。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 安全な道路環境の整備 | 子どもが安心して移動できるよう、道路環境の整備を促進します。また、道路整備にあたっては、子どもの視点を大切にします。 | 継　続 | 子ども達も参加して子ども達の目線による歩道の安全確認を行う |
| 交通安全教室 | 子どもの交通安全意識を高めるために、保育所、幼稚園、小学校の児童を対象に実施します。 | 継　続 | 毎年実施 |
| 交通安全に関する啓発 | 交通安全週間に交通安全に関する啓発を行います。特に、シートベルトの着用とチャイルドシートの使用を重点的に行います。 | 継　続 | 交通安全週間に街頭啓発や広報活動を実施 |
| 防犯設備の整備 | 夜間等の防犯防止と通行者の安全確保を図るため、防犯灯の整備を図ります。 | 継　続 | 各区からの要望により整備 |
| 地域の連携による防犯活動 | 地域住民、行政、警察、消防など関係機関の連携による、子どもの安全を守る視点を考えたパトロール活動や広報、啓蒙活動を実施します。 | 継　続 | 防犯組合や青少年健全育成推進協議会、ＰＴＡなどが連携してパトロールや啓発活動を実施 |
| 保育所・幼稚園・学校・地域・家庭の連携による危険箇所の把握 | 保育所・幼稚園・学校・地域・家庭の連携による危険箇所の把握と保護者会・ＰＴＡにより各家庭に危険箇所の周知を図ります。 | 継　続 | 保護者会やＰＴＡが危険箇所の把握と周知を実施 |

## （3）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| ひとり親相談事業 | 家庭児童相談員・家庭教育相談員が、ひとり親家庭等からの相談や支援に対して保健師をはじめとした関係機関が連携し、さまざまな相談に応じるとともに、施策などの情報提供を行います。 | 継　続 | ひとり親家庭からの相談<br>119 件　９人 |
| ひとり親家庭等児童激励金 | 満 18 歳未満の児童に対して激励金を支給します。 | 継　続 | 支給額<br>年額１万円<br>70 人 |
| ひとり親家庭等医療費特別給付金 | 満 18 歳未満の児童及びその児童を扶養している者を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。<br>満 18 歳未満の児童については、平成 30 年 8 月から受給者証による現物給付化が始まりました。 | 継　続 | 所得制限なし<br>3,193 千円<br>（県・村） |

## （４）障がいのある子どもへの支援

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障がいに応じた適切なリハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 連携・情報共有による支援 | 保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制を整備するとともに、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援します。 | 継　続 | 成育段階で必要な部署が対応 |
| 地域活動支援センター | 満 15 歳以上の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）を原村図書館上の旧教員住宅を拠点として生活指導等を行っています。障がい者の日中の居場所となっています。<br>※状態に応じて精神障がい児(者)も対象とする。 | 継　続 | 定　員　10 人<br>登録利用者<br>６人<br>(18 歳未満利用なし) |
| 副学籍による交流 | 将来にわたって地域で暮らしていく礎とするためにも特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流及び共同学習の機会をさらに充実させます。 | 継　続 | ２名<br>（小学校１名、中学校１名） |
| 休日や放課後の生活の充実 | 原村養護学校学童クラブ<br>昼間保護者が家庭にいない諏訪養護学校に通う児童、生徒に対して放課後の生活の充実を図るため、３市町村（茅野市・富士見町・原村）の共同設置による運営で生活指導や健全育成を図ります。 | 継　続 | ２名利用 |
| | 日中一時支援<br>家庭において一時的に介護ができない在宅心身障がい児者の介護を民間団体（事業者）等に委託します。 | 継　続 | 12 施設<br>18 人利用 |
| | 生活介護<br>常時介護が必要な人に対して、おもに日中に障がい者支援施設などで日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動のサービスを提供します。 | 継　続 | 児童の利用なし |
| 居宅介護<br>（ホームヘルプ） | 居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 | 継　続 | 児童の利用なし |
| 日常生活用具給付等事業 | 特殊寝台等、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。 | 継　続 | 児童の利用なし |
| 重度心身障がい者福祉年金 | 重度障がい児（者）を在宅で６ヶ月以上介護している方に、介護慰労金として福祉年金を支給します。 | 継　続 | 児童の利用なし |

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 障がい者医療費特別給付金 | 身障手帳３級以上、療育手帳Ｂ１以上、精神保健福祉手帳２級以上の障がいのある児（者）を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。<br>満 18 歳未満の児童については、平成 30 年 8 月から受給者証による現物給付化が始まりました。 | 継　続 | 所得制限なし（精神通院のみ所得制限あり）<br>19,082 千円<br>（県・村） |
| 児童発達支援 | 身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援など、地域支援にも対応します。 | 継　続 | ２人 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。 | 継　続 | 利用なし |
| 障害児相談支援 | 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 | 継　続 | ６人利用 |
| 放課後等ディサービス | 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 | 継　続 | ４人利用 |
| 障がい者余暇活動事業 | 障がい者とその介護者のためのリフレッシュ事業として希望の旅を実施します。（社協への補助事業） | 継　続 | 年１回開催 |
| 親子レクリエーション | 富士見町、㈱諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスと一緒に夏にバーベキュー、冬にクリスマス会を実施します。 | 継　続 | 年２回開催 |
| 原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引 | 障害者手帳提示者を対象に身体障がい者等運賃を設定します。（運行事業者に補助） | 継　続 | 標準運賃から 100 円～200 円割引 |
| 障害児等通所通園事業補助 | 社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図ります。 | 継　続 | ２人 |

## （５）子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、各種福祉施策の周知を図るとともに、子育てに関する経済的支援の継続に努めます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 子ども医療費特別給付金 | （再掲）５３ページ<br>基本目標１の（３）参照 | | |
| ひとり親家庭等児童激励金 | （再掲）７１ページ<br>基本目標５の（３）参照 | | |
| ひとり親家庭等医療費特別給付金 | （再掲）７１ページ<br>基本目標５の（３）参照 | | |
| 重度心身障がい者福祉年金 | （再掲）７２ページ<br>基本目標５の（４）参照 | | |
| 障がい者医療費特別給付金 | （再掲）７３ページ<br>基本目標５の（４）参照 | | |
| 世帯主医療費特別給付金 | 医療費及び療養費が高額療養費の支給基準を超えた世帯主を対象に、医療保険により支払った自己負担額を支給します。 | 継　続 | 所得制限なし<br>2,393 千円 |
| 奨学金事業 | 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高等学校及び高等専門学校の修学が困難な者に対し、就学を支援する。 | 継　続 | 2 人 |

## （６）いじめ防止の取組みの推進

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするために、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、いじめ問題に取り組みます。

（現状：平成 30 年度実績）

| 事　業　名 | 事　業　概　要 | 方向性 | 現　状 |
|---|---|---|---|
| 原村いじめ問題対策連絡協議会 | 村・教育委員会・学校・保護者・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに適切に対処するための対策を総合的かつ効果的に実施します。 | 新　規 | |

# 第６章　計画の推進に向けて

## １．教育・保育事業等の確保体制

**●質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策について**

少子化により、子どもの数や兄弟姉妹の数が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、子どもの健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、しっかりとした保護者との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が重要です。

また、幼児期においては、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが重要です。

そのために、保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を目指します。

また、家庭と地域のつながりが弱くなりつつある中で、子育て家庭が集える場や親子の交流の場など、育児を相談する機会を提供することがますます必要となります。さらに、発達上の課題を有する子どもや虐待を受けた子どもなどへの支援が求められる中、それらを支援する体制づくりを推進します。

**●幼児期の教育・保育から小中学校教育への円滑な接続の取組みの推進について**

幼児期は、「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は、「自覚的な学び」の時期といわれ、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは学び方に違いがあります。

小中学校入学に際して、環境の変化に適応できず「小1プロブレム」「中１ギャップ」と言われる問題に陥ることなく、スムーズに学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育所・小学校・中学校間での連携教育を推進することで円滑な接続を図っていきます。

平成31年度より保育園も教育委員会の所管となり、幼保小中の更なる連携が期待されています。

これにより、保育士や幼稚園教諭と学校職員との連携や「原村教育研究会」等の交流研修会を充実させ、園児と児童・生徒の交流教育を推進します。

さらに、「教育指導主事」「家庭児童相談員」「家庭教育相談員」の配置と中間教室の開設により、０歳から18歳未満まで一貫した子育て支援に努めます。

## ２．計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、子ども課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進捗状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

## ３．計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子ども課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設を運営する事業者をはじめ、学校やＰＴＡ、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司、更生保護女性会等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、協働により子育ち・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、情報収集に努め、各種施策の活用や要望を行っていきます。